

# Ⅲ. 復興都市づくり

## 第1章 都市復興対策地区の抽出と方向性の検討

### (1) 検討の目的

#### 1) 目的

本市では、あらゆる自然災害の中で川崎市直下の地震等が発生した場合に最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されています。本検討は極限的な状況下で、最適な復興の方向性やそれを実現するための速やかな事業手法の選択が可能となるよう、極力選択肢を多く用意しておく観点から、起こりうるケースを幅広く検討するものです。

#### 2) 検討手順

被害想定調査結果に基づき、大規模地震等からの被災により都市復興対策地区を抽出し、それぞれの地区の市街地環境や発生被害の特徴を整理した上で、市街地特性ごとに都市復興対策の方向性と具体的事業手法を検討しました。

#### ①『都市復興対策地区』の抽出

#### ②都市復興対策の方向性の検討

被害特性をもとに市域を7種類に類型化し、それぞれの都市復興対策の方向性を検討

	類型	想定被害
1	一般市街地	火災延焼＋ 建物倒壊
2	拠点地域	
3	一般市街地	建物倒壊
4	拠点地域	
5	造成地崩壊	宅盤
6	液状化	
7	津波	津波

#### ③都市復興対策の事業手法の検討

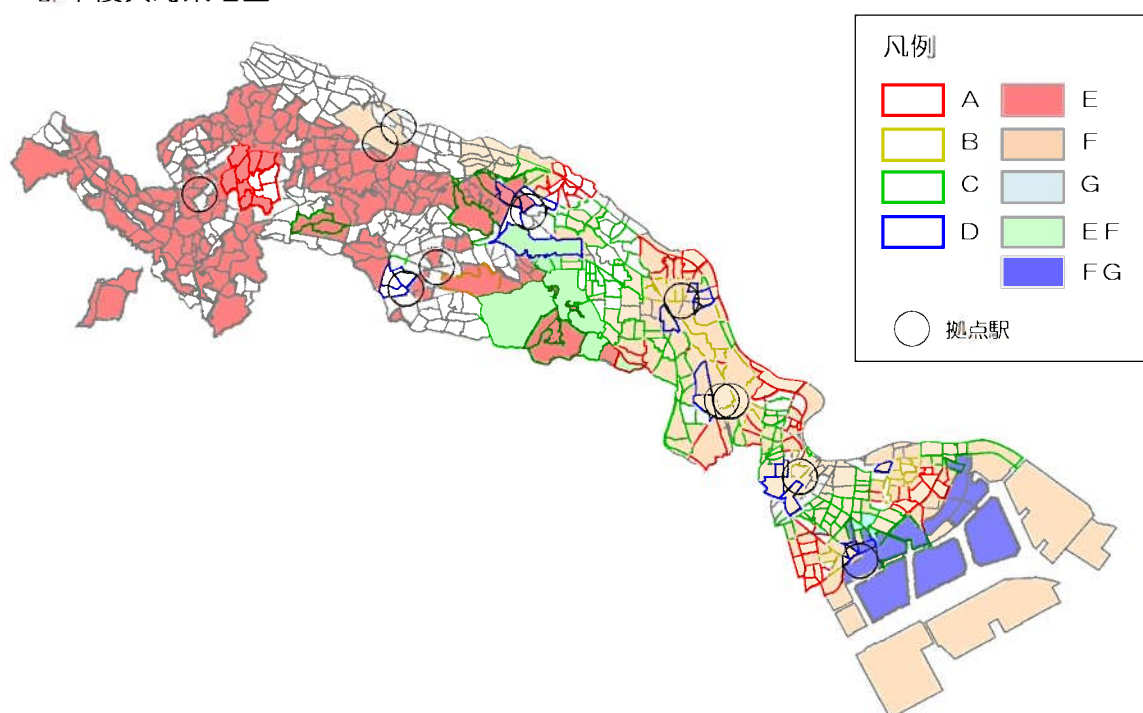
類型化したケース別に、想定される事業手法を検討

## (2) 都市復興対策地区の抽出

地震被害想定については、平成21年度調査と平成24年度調査と比較して、原則として被害項目毎に被害が大きい調査結果に基づいて災害リスクを整理していません(P.11 参照)。なお、「揺れによる建物倒壊」、「火災の発生と延焼」、「急傾斜地崩壊」、「液状化被害」については川崎市地震被害想定調査の川崎市直下の地震に対する被害想定、「津波による被害」については、津波浸水予測図の神奈川県慶長型地震に対する被害想定を使用しました。

大規模地震等からの被災により『都市復興対策地区』は、被害程度(6段階)のうち最も被害の大きいランクのメッシュ(250m×250m)としました。

### ■都市復興対策地区



被害	市街地特性	一般市街地	拠点地域 (拠点駅周辺)
火災 + 倒壊		A	B
倒壊		C	D

宅 盤	造成地崩壊	E
	液状化	F
津 波		G

※拠点地域は、拠点駅から半径500mの範囲内を対象とし、一般市街地は拠点地域以外の地域を対象とする。  
 ※被害の大きい地域に町丁目の一部でも該当した場合、その町丁目全体は被害を受けると見なす。

### (3) 都市復興対策地区の類型化と対策の方向性の検討

#### 1) 都市復興対策地区の類型化

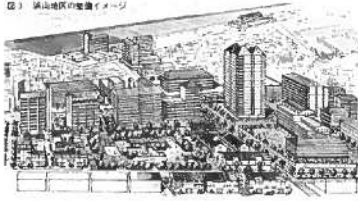

被害特性を基に市域を7種類に類型化し、市街地特性を加味した上で、ケース別に都市復興対策の方向性を検討しました。なお、実際の被災時においては、同じ被害を繰り返すことのない都市像の実現に向け、以下に示す方向性のみにとらわれず、被災を契機として質的転換を含めた大胆な発想で幅広く検討を進める必要があります。また、個別の復興事業の積み上げの結果、過剰な整備・供給とならないよう広域的かつ総合的に計画の調整を図る必要もあります。

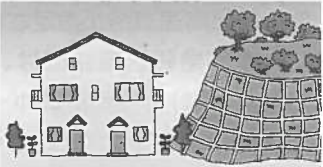
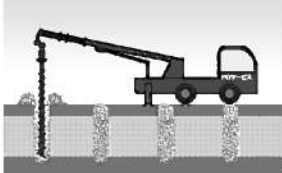

#### ■市街地の類型と都市復興対策の方向性

被害	類型	都市復興対策の方向性	
		重点復興地区 被害が大きく重点的かつ緊急的な 都市復興対策が求められる地区	復興促進地区 被害は中程度ながら計画的な 都市復興対策が求められる地区
火災延焼 + 建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路、公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存の道路、公園等を活用した市街地再生の推進
	B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進	耐震建築物への再建促進
	D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
宅盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成	個別宅地の宅地造成
	F 液状化	宅地の再液状化防止	
津波	G	減災の考え方に基づく多重防御型の都市づくりなど	

## 2) 都市復興対策地区の対策の方向性の検討

類型化した地区別の都市復興対策の方向性を基に、想定される事業手法を検討しました。

被害	類型	都市復興対策の方向性	
		重点復興地区 被害が大きく重点的かつ緊急な 都市復興対策が求められる地区	復興促進地区 被害は中程度ながら計画的な 都市復興対策が求められる地区
火災延焼 + 建物倒壊	A 一般市街地	<p>区画再編による道路、公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成</p>  <p>※想定される事業・制度の例 土地区画整理事業 都市再生区画整理事業 沿道区画整理型街路事業 都市防災総合推進事業 被災市街地復興土地区画整理事業(土地再生区画整理事業の一部) 被災地における復興まちづくり総合支援事業</p>	<p>既存の道路、公園等を活用した市街地再生の推進</p> <p>※想定される事業・制度の例 地区計画 防火地域指定 住宅市街地総合整備事業 防災街区整備事業 優良建築物等整備事業 都市防災総合推進事業 密集住宅市街地整備促進事業 都市災害復旧事業 防災街区整備地区計画制度 特定防災街区整備地区制度 防災街区整備事業 住宅地区改良事業 小規模住宅地区等改良事業 街なみ環境整備事業 災害公営住宅事業 地域住宅交付金 都市再生整備計画事業</p>
	B 拠点地域	<p>共同化、高度利用化による不燃地域の形成</p> <p>※想定される事業・制度の例 上記一般市街地に加えて、市街地再開発事業 被災市街地復興再開発事業</p>	<p>商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開</p> <p>※想定される事業・制度の例 上記一般市街地に加えて、被災店舗の復旧、改装、空き店舗への入居支援(過去の事例では被災県が独自に基金等で設定)</p>
建物倒壊	C 一般市街地	<p>狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進</p> <p>※想定される事業・制度の例 土地区画整理事業 都市再生区画整理事業 都市防災総合推進事業 被災市街地復興土地区画整理事業(土地再生区画整理事業の一部) 被災地における復興まちづくり総合支援事業</p>	<p>耐震建築物への再建促進</p> <p>※想定される事業・制度の例 都市災害復旧事業 防災街区整備地区計画制度 特定防災街区整備地区制度 防災街区整備事業 住宅地区改良事業 小規模住宅地区等改良事業 街なみ環境整備事業 災害公営住宅事業 地域住宅交付金 都市再生整備計画事業</p> 

	D 拠点地域	<p>共同化、高度利用化による 耐震化の促進</p> <p>※想定される事業・制度の例 上記一般市街地に加えて、 市街地再開発事業 被災市街地復興再開発事業</p>	<p>商業・業務をはじめとする 拠点機能の早期再開</p> <p>※想定される事業・制度の例 上記一般市街地に加えて、 被災店舗の復旧、改装、空き店舗への入居支援 (過去の事例では被災果が独自に基金等で設定)</p>
宅盤	E 造成地崩壊	<p>抜本的な宅地造成</p> <p>※想定される事業・制度の例 直轄地すべり対策災害関連緊急事業 直轄砂防災関連緊急事業 防災集団移転促進事業 がけ地近接等危険住宅移転事業 造成宅地滑動崩落緊急対策事業</p> 	<p>個別宅地の宅地造成</p> <p>※想定される事業・制度の例 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 災害関連緊急地すべり対策事業 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 がけ地近接等危険住宅移転事業</p>
	F 液状化	<p>宅地の再液状化防止</p> <p>※想定される事業・制度の例 都市再生区画整理事業・都市防災推進事業に 含まれる市街地液状化対策事業</p>	
津波	G	<p>減災の考え方に基づく 多重防御型の都市づくりなど</p> <p>※想定される事業・制度の例 津波防災地域づくり法の各種施策 災害復旧事業 直轄河川等災害関連緊急事業 防災集団移転促進事業 河川等災害復旧事業 河川等災害復旧助成事業 河川等災害関連特別対策事業</p>	

(事業手法に関する留意点等)

- 上記にあげた事業手法は現行の事業手法として想定されるものです。実際の復興にあたっては、既存の事業手法で対応できない場合もありうるため、社会情勢等の変化に応じて事業手法の改良等を常に模索していく必要があります。
- 上記の事業手法は都市復興の面から手法をあげていますが、被災者の生活復興においては、仮設住宅等の確保も最優先すべき課題です。特に首都圏で震災が発生した場合は、公的な仮設住宅の建設だけではなく、民間住宅の空き家情報や公営住宅・公団住宅と連携した「みなし仮設住宅」の確保や自宅敷地内の仮設住宅の建築など被災者の生活復興を中心とした取組も検討課題です。

## 第2章 都市復興計画の策定手順の検討

---

### (1) 検討の目的と範囲

#### 1) 検討の目的

都市復興計画の策定手順は、過去の大規模災害の教訓を活かしながら、大規模地震の発生により市街地に大きな被害が発生した場合、混乱の中で限られた人員により住民の意見をしっかりと取り入れながら、都市復興計画を迅速かつ円滑に作成することが可能となるよう市職員の組織体制や具体的な行動手順や要領などを示したものです。また、都市復興計画の策定手順の作成を通して、被災後に起こる様々な事態への対応手順や対応策の可能性も含めて事前に検討することによって、行政組織としてのスキルアップを図るものです。

#### 2) 検討の範囲

##### (想定災害)

本検討は、大規模地震発生による相当数の建築物の倒壊被害や焼失など、広域的な被害が発生した事態を主に想定します。東日本大震災を踏まえ、津波・液状化・造成宅地崩壊などによる複合的な被害にも対応できるよう取りまとめています。

##### (対象分野)

本検討は、「都市復興」を対象分野とし、生活環境や防災性の向上等に係る都市基盤の整備や市街地の面的整備等を主眼においています。

#### 3) 考慮する事項

##### ○広域的連携に関連する主な法律や計画・協定等

本計画においては、本市で最も甚大な被害をもたらすとされる川崎市直下型地震の被害想定調査の結果を念頭に置いて、復興都市づくりの取組を進めています。未曾有の大規模災害の発生に備え、次に紹介する法令や広域的な自治体間の災害時応援協定等の締結に基づく広域的な連携の拡大を進めています。

※ここで紹介する災害時応援協定は現時点で締結しているもののうち、代表的なものの一部を抜粋したものです。

また、本市は、東京都と横浜市の間位置し、大規模な災害時には市内のみならず、隣接する自治体と連携した復興の取組が必要となります。さらに、首都圏レベルでの広域災害においては、本市臨海部の東扇島東公園が国の基幹的広域防災拠点として位置付けられていることから、国内外からの資機材や支援物資の受入・搬出を行うなど、本市は我が国の首都機能を維持する重要な機能も担っております。



### ①大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年 6 月）

大規模災害からの復興に関する法律は、東日本大震災の教訓を今後生かし復興の迅速化を図るため、政府による復興対策本部の設置や市町村による復興計画等の法制化を図るものとして定められました。これまで国は大規模災害後、その都度特別法を制定して対応してきましたが、この法律により特別法の制定を待たず迅速に復興対策本部を設置し復興基本方針を策定することが可能となりました。復興基本方針に基づき策定する復興計画において、協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるようになりました。また、復興計画に記載された復興整備事業について、開発許可や農地転用の許認可等を緩和する特例があります。さらに、甚大な被害により行政機能の低下や専門的な知識・経験を有する職員の不足などによって、復興のために必要となる都市計画の決定等所要の措置を市町村で速やかに講ずることが困難となった場合、国や都道府県が都市計画の決定等を代行することが可能となりました。

### ②神奈川県震災復興対策マニュアル（平成 20 年 4 月）

神奈川県では阪神・淡路大震災を教訓とし、復興対策を円滑に着実に実施するために、事前に対策の内容、手順、体制等を検討した震災復興対策マニュアルまとめており、この中で広域連携の重要性や他の都道府県との広域連携の内容、他の都道府県との相互協力に向けた協定等が示されています。

### ③九都県市災害時相互応援に関する協定（平成22年4月）

首都圏を構成する九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市、川崎市）において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的とした協定を締結しています。

### ④関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

（平成26年3月）

大規模災害への備えに万全を期するため、九都県市と関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の11団体）という国の東西に位置し、政治・経済・文化等の多様な資源が集積する二つの圏域による相互応援協定が締結されています。

### ○訓練等による人材面強化と都市復興計画策定手順の質の向上

非常時に都市復興を適切に運用していくための人材面の強化にも継続的に取り組むものとし、復興イメージトレーニング等の実践的な訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウを蓄積し、都市復興計画策定手順の質の向上を図っていきます。

### ○状況に応じた臨機応変な対応

都市復興計画策定手順を基本としますが、本手順のみに固執せず、被害状況に応じて、都市復興計画を策定する手順の追加・省略等、臨機応変に行うケースもあります。



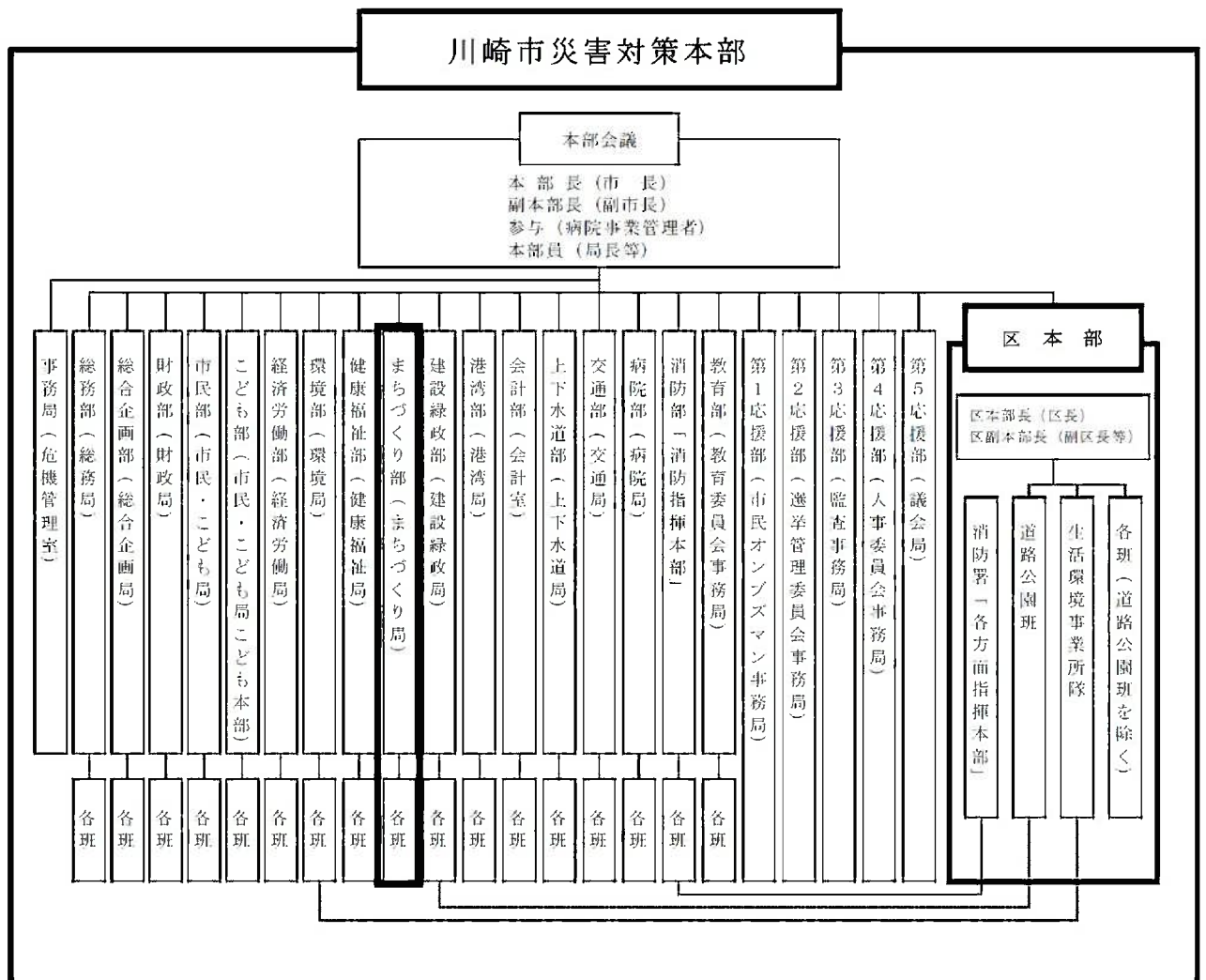
## (2) 大規模災害の発生時における市の体制及び都市復興計画策定までの流れ

川崎市では市内で震度 5 強以上の地震を観測したときや市内で地震による大規模な被害が発生し、または発生する恐れがある場合、円滑な災害応急対策を行うために災害対策本部を設置します。

災害対策本部は、第 3 庁舎 7 階の防災センターの「災害対策本部室」及び「災害対策本部事務局」に設置し、本部会議、部、区本部及び本部事務局で構成されます。

まちづくり部は、主に、建築物等の応急対策や被災した都市の復興対策を担います。

### ■川崎市災害対策本部組織一覧

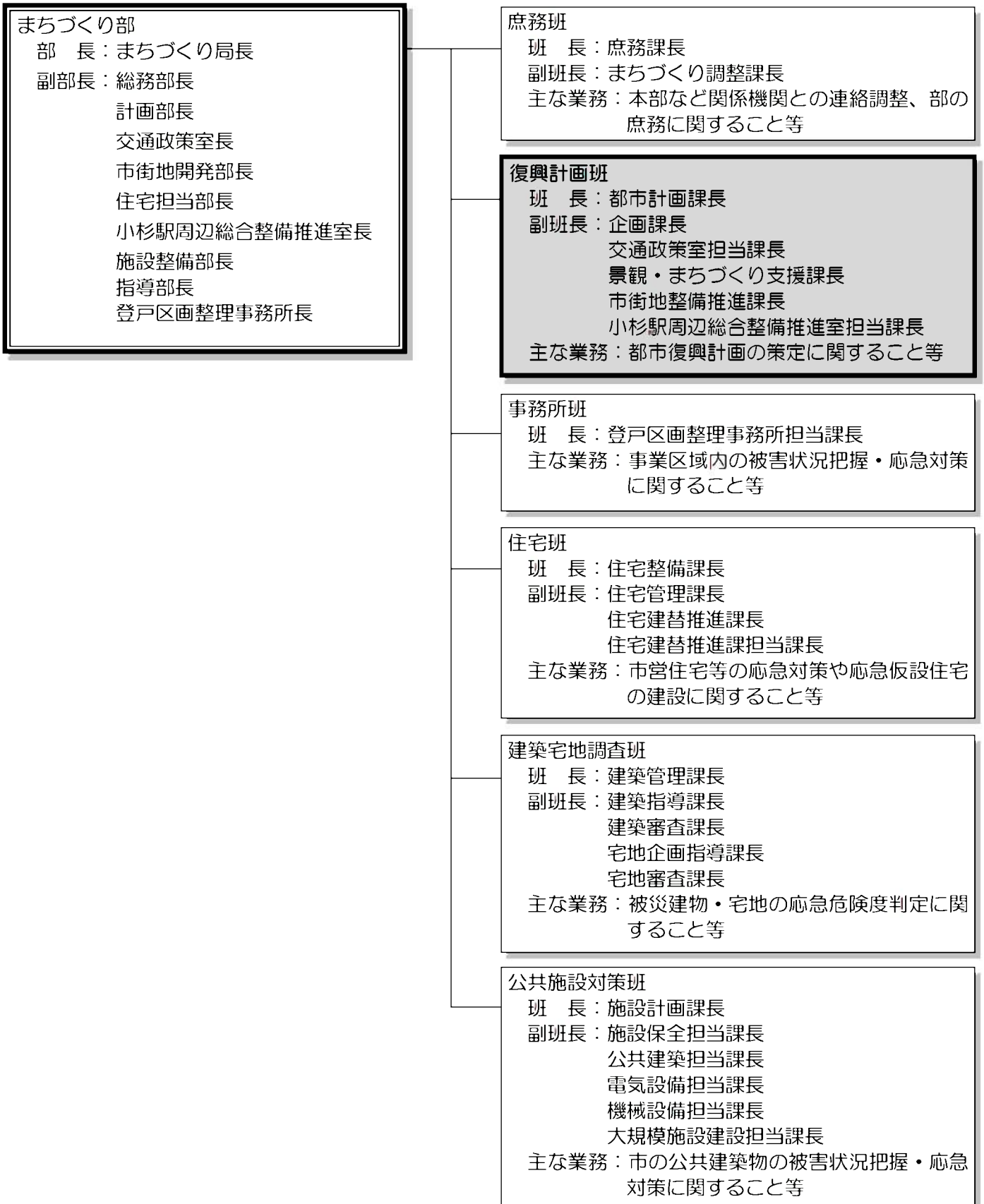


※ 区本部は、災害に対する応急活動等を実施する。その指揮・指示については、消防署は消防部、その他は区本部が行うものとする。

ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要な場合、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示する。

(「川崎市地域防災計画(震災対策編)」より)

■まちづくり部の構成（川崎市災害対策本部規定）

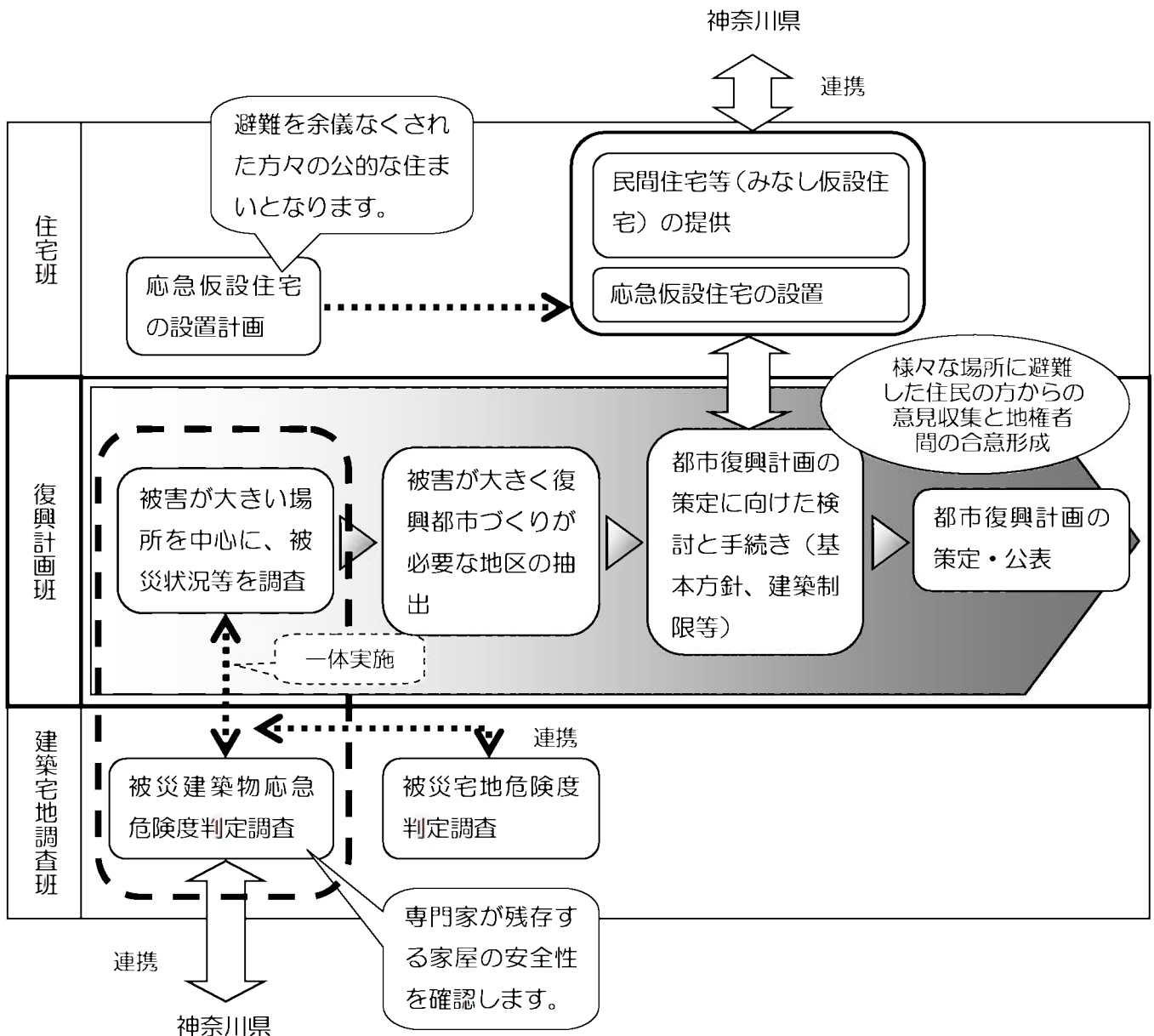


## ■復興計画班の担う分野と他班との関係

災害発生後、建築宅地調査班は被災建築物応急危険度判定調査として、市民の住宅等を調査し、二次被害の危険性がなく使用可能かどうかを調査します。また、がけ地等の付近にある宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には被災宅地危険度判定調査を行い、二次被害の軽減・防止に努めます。

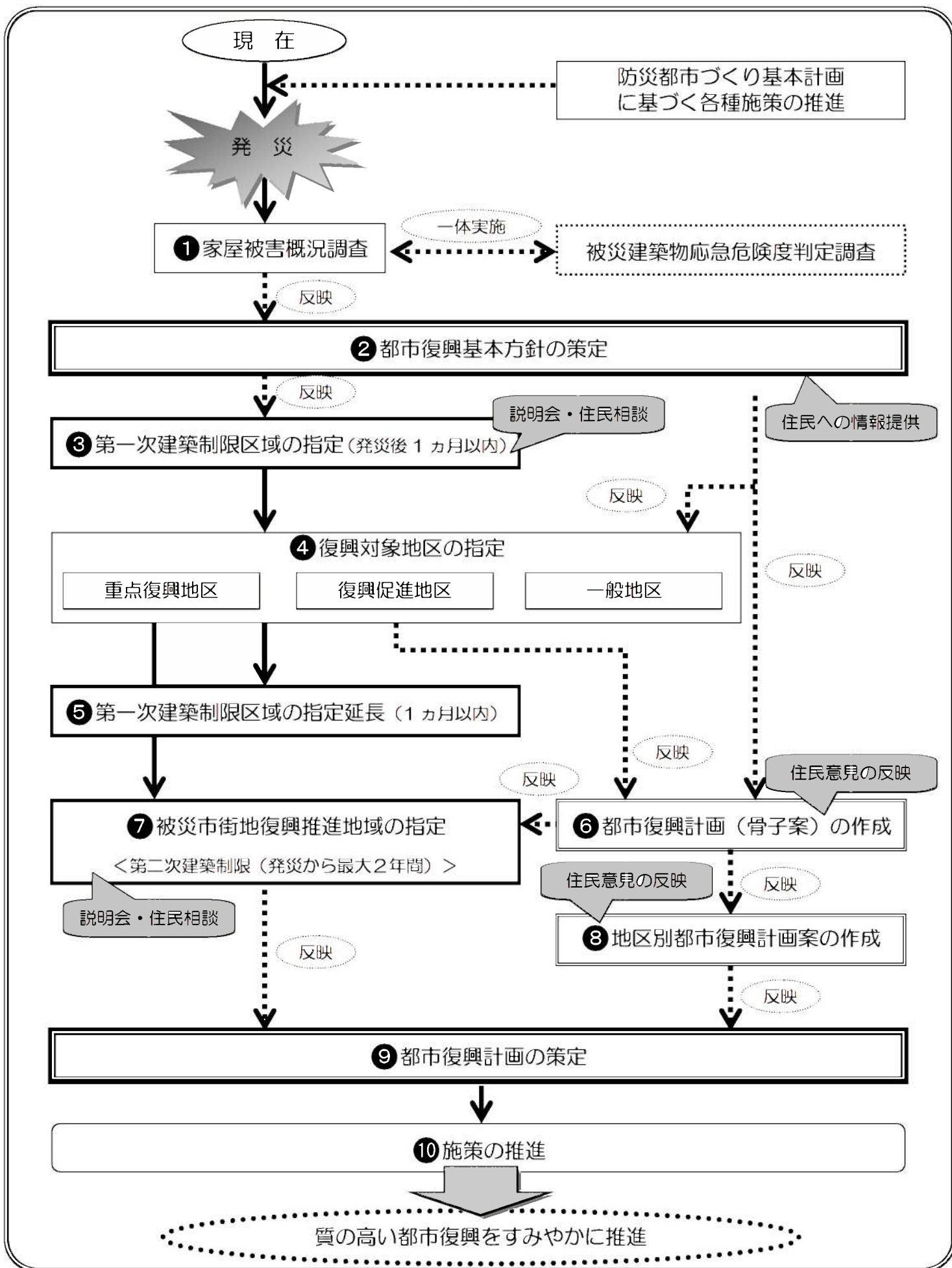
自宅に引き続き住むことが難しい場合、一時的に避難所生活を余儀なくされますが、住宅班では、公的な住まいとして、応急仮設住宅の建設や民間住宅の空き室の確保等により住まいを確保します。

また、復興計画班は、都市復興を進める過程で、各地の応急仮設住宅等にお住まいの方を含め関係者へ情報提供を行い、住民の方の意見を取り入れながら都市の復興の方向性を一緒に考え、都市復興計画を策定・公表します。



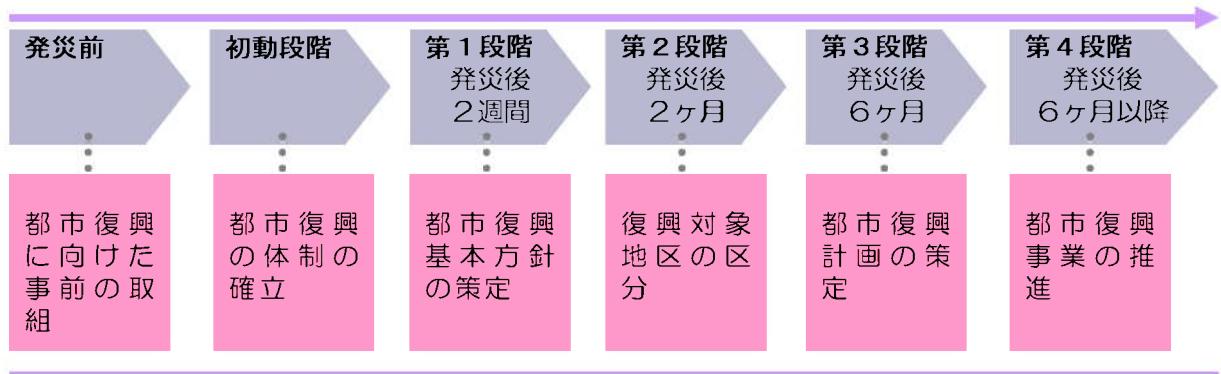
■都市復興計画策定までの流れ

都市復興計画策定までのプロセス間の関係性を示すものです。



### (3) 都市復興計画策定に向けた各プロセスの内容

都市復興計画策定に向けた発災前から発災後6ヶ月以降までの時系列に沿った各プロセスの内容を示すものです。



発災前

#### 都市復興に向けた事前の取組

○都市復興プロセスの周知

：都市復興は、市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があります、平常時から都市復興のプロセスについて、市民へ周知し、理解を求めています。

市民に関わる部分

初動段階

#### 都市復興の体制の確立

○災害対策本部の設置等

：大規模な災害発生後、市では災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市長を本部長とする災害対策本部が設置されます。

○初動期の体勢の確立

：地震発生直後の非常配備体制を確立し、まちづくり局は市災害対策本部「まちづくり部」として復興計画班等に分かれて災害対策にあたります。

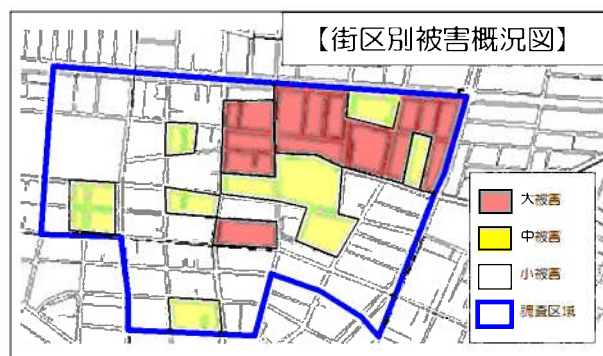
○復興期への体制の移行

：市長が復興事業を速やかに、かつ計画的に実施する必要があると判断し「復興本部」を設置した場合、「復興まちづくり部会」が設置され、都市復興計画等の策定等、復興事業の実施にあたります。

## 都市復興基本方針の策定

### ○家屋被害概況調査の実施（①）

：家屋被害の概況を把握するため「家屋被害概況調査」を実施します。  
（※家屋被害概況調査は被災建築物応急判定度調査と一体的に実施）



### ○都市復興基本方針の策定（②）

：発災後2週間以内を目標に「都市復興基本方針」を策定し公表します。

#### ■「川崎市都市復興方針」（イメージ）

##### 1. 復興まちづくりの理念

復興まちづくりは、「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」、「川崎市都市計画マスタープラン」に示されているまちづくりの目標や基本政策、過去の災害の教訓を踏まえて、以下の点に配慮して取り組む。

##### (1) 災害に強い都市構造の形成をめざす

都市の不燃化・耐震化促進やオープンスペースの確保、拠点地域の整備、密集住宅市街地の改善、緑化の推進等により、災害に強い都市構造の形成をめざす。

##### (2) 安全に避難できるまちをめざす

市立中学校等の「地域防災拠点」の整備、避難所の耐震化、地域防災拠点や避難所等への安全な避難路確保等により、安全に避難できるまちをめざす。

##### (3) 自助・公助・共助による復興まちづくり

被災地区の状況を踏まえ、自助・公助・共助による復興まちづくりを進める。

##### 2. 都市復興の基本目標

復興まちづくりの理念及び「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」に掲げられたまちづくりの基本目標などを踏まえて、以下のように設定する。

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる安全で持続可能な市民都市かわさき」

##### 3. 都市復興への取り組み方針

「川崎市都市計画マスタープラン」や各分野の連携と総合的な取組を考慮し、以下の方針を設定する。

##### (1) 都市復興の方針

##### (2) 都市基盤施設の復興方針

第1段階

発災後2週間

○被災地区における協働の呼び掛け

：被災地区ごとの都市復興に向けて、**町会・自治会に対して都市復興基本方針を周知するとともに、復興まちづくり協議会等の住民組織の設置等に向けた地元調整を区役所と連携して行います。**

市民に関わる部分

○建築制限（第一次）の実施（③、⑤）

：被災市街地においては、地区一体での都市復興のために一時的に建物再建を制限することになります。第一次建築制限を指定する区域は、建築制限を設けなければ防災上問題のある街区が再度形成される恐れがあり基盤等の再整備を一体的に行うことが必要な区域を、総合的に判断して設定します。（※家屋被害概況調査結果より、被害度が概ね80%以上と見込まれる地区だけでなく、周辺の連担する被害度が低い地区との一体的な都市復興の必要性にも留意して対象地区を選定）

**建築制限区域については住民説明会等を実施し、随時情報提供と住民相談等を行います。**

市民に関わる部分

第2段階

発災後2ヶ月

復興対象地区の区分

○復興対象地区の区分（④）

：復興事業を早期に効果的かつ効率的に進めるため、被災市街地の状況や位置づけ、復興事業の適用を想定して被災市街地の区分を行います。

「重点復興地区」

…被害が大きく従前から整備の必要性があり重点的に復興を推進する地区

「復興促進地区」

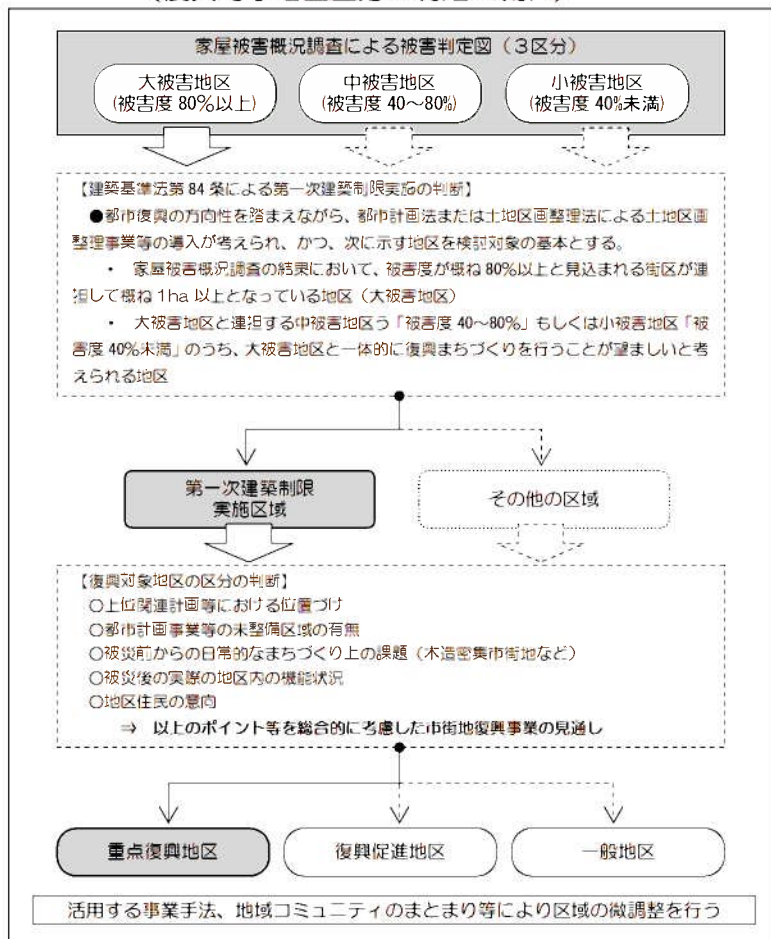
…民間による個別再建を支援する地区

「一般地区」

…上記以外の地区

（※地区区分は優先度を考慮して3区分とするが、被災前の課題・被災後の機能状況・住民の意向などを総合的に判断して決める）

（復興対象地区区分の判定の流れ）



## ○都市復興計画（骨子案）の作成（⑥）

：都市復興計画等の検討に先立ち、復興の骨子案を作成します。

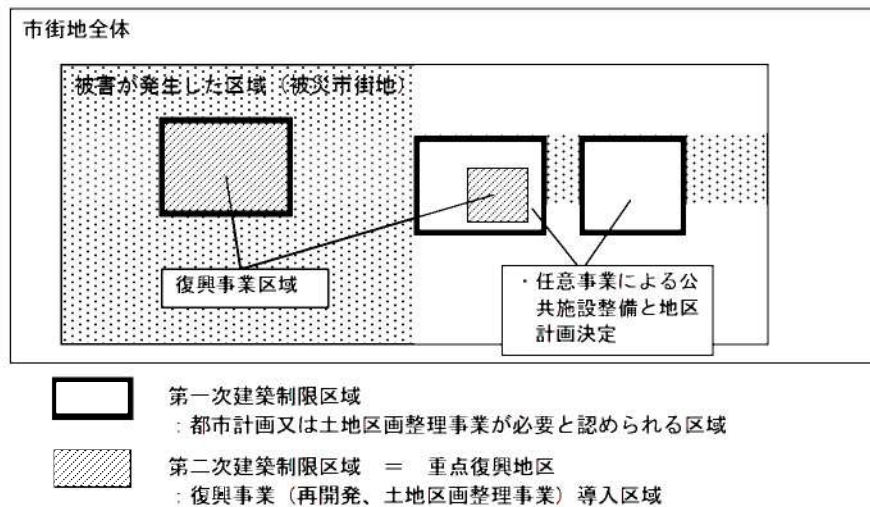
## ○建築制限（二次）の実施（⑦）

：重点復興地区における復興都市計画事業の導入について、地区住民との合意形成と継続的な検討を要する場合、被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限の適用と被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行います。建築物の個別再建を制限することにより、円滑な事業実施を担保するものです。第二次建築制限の期間は、発災から最長2年間となっていますが、早期の事業決定を目指します。建築制限を円滑に実施するため、情報提供と復興に関する建築相談窓口を設けます。

なお、上記による手法のほか、災害の危険が依然継続する場合には、条例で災害危険区域を定めます。災害危険区域は、居住の用に供する建築物の禁止等を定めて、他地区での都市復興への誘導等を行うものです。

市民に関わる部分

（第一次建築制限区域と第二次建築制限区域への移行イメージ）





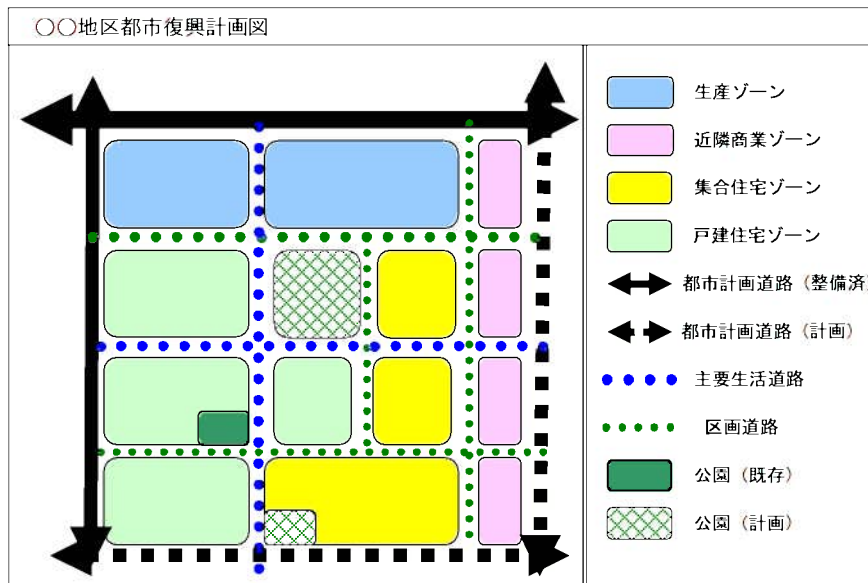
### 都市復興計画の策定

#### ○地区別都市復興計画等の策定（⑧）

：重点復興地区または復興促進地区等において、地区別都市復興計画等を策定します。策定にあたっては、まちづくり協議会等の設置を支援するとともに、住民意向アンケート調査や説明会、まちづくり協議会との検討結果や提案を計画に反映して策定します。

市民に関わる部分

（地区別都市復興計画図イメージ）



#### ○都市復興計画の策定（⑨）

：地区別都市復興計画を反映し、都市復興計画を策定・公表します。

第3  
段階

発災後  
6ヶ月

第4  
段階

発災後  
6ヶ月  
以降

### 都市復興事業の推進


#### ○都市復興事業の推進（⑩）

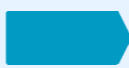
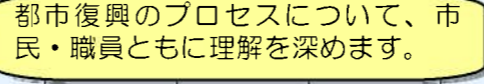




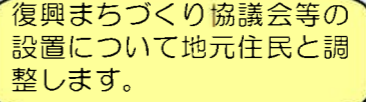
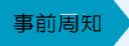
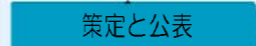
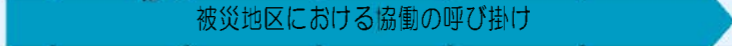
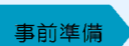

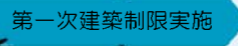

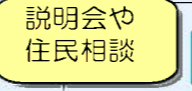



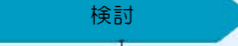

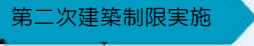
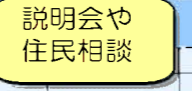
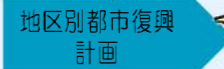
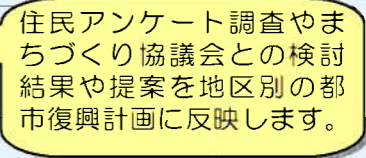

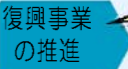
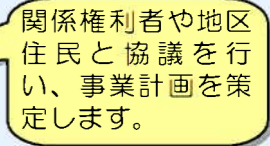
：土地区画整理事業や市街地再開発事業等の復興事業計画を策定し事業を推進します。事業計画の策定にあたっては、関係する権利者（地権者、借地権者、借家人）及び地区住民と協議を行います。

市民に関わる部分



#### (4) 都市復興計画策定の全体の流れ

(凡例：  は各手順の実施時期)

全体の流れ	行動項目	内容	発災前	初動期		第1段階		第2段階		第3段階		第4段階
				発災後すぐ	24時間以内	1週間以内	2週間以内	3週間以内	1ヶ月以内	2ヶ月以内	6ヶ月以内	6ヶ月以降
発災前	都市復興に向けた事前の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要業務と動員計画の整理</li> <li>●活動拠点等の整備</li> <li>●都市復興の将来像の検討</li> <li>●事前周知事項の整理・周知の実施</li> </ul>										
初動段階	初動期の体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動拠点の確保</li> <li>●まちづくり部連絡調整会議の設置</li> </ul>		 								
復興まちづくりの体制の確立	復興期の体制への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興まちづくり部会の設置</li> </ul>										
第1段階 (発災後2週間)	家屋被害概況調査の実施 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査実施の判断</li> <li>●調査の実施</li> <li>●現地調査結果のとりまとめ</li> </ul>		 								
都市復興基本方針の策定	都市復興基本方針の策定 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市復興基本方針の策定と公表</li> <li>●被災地区における協働の呼び掛け</li> </ul>		 								
	第一次建築制限の実施 (3, 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築制限についての事前周知</li> <li>●第一次建築制限区域の指定</li> <li>●建築制限に関する周知・相談</li> <li>●期間延長の検討・告示</li> </ul>		  								
第2段階 (発災後2ヶ月)	復興対象地区の区分 (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存資料等の保管・準備</li> <li>●復興対象地区の決定・公表・見直し</li> </ul>		  								
復興対象地区の区分	都市復興計画(骨子案)の作成 (6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市復興計画(骨子案)の作成と公表</li> </ul>										
	第二次建築制限の実施 (7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災市街地復興推進地域の都市計画決定・告示</li> <li>●第二次建築制限の実施</li> </ul>		  								
	災害危険区域の指定による建築制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害危険区域の検討・指定</li> <li>●条例の制定</li> </ul>										
第3段階 (発災後6ヶ月)	地区別都市復興計画等の策定 (8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区別都市復興計画等(案)の作成・周知</li> <li>●復興まちづくり連絡会議における調整</li> <li>●地区別都市復興計画等の決定</li> </ul>		 								
都市復興計画の策定	都市復興計画の策定 (9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市復興計画の策定</li> <li>●都市復興計画の公表</li> </ul>										
第4段階 (発災後6ヶ月以降)	都市復興事業の推進 (10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興事業計画の策定</li> <li>●復興事業の推進</li> </ul>		 								



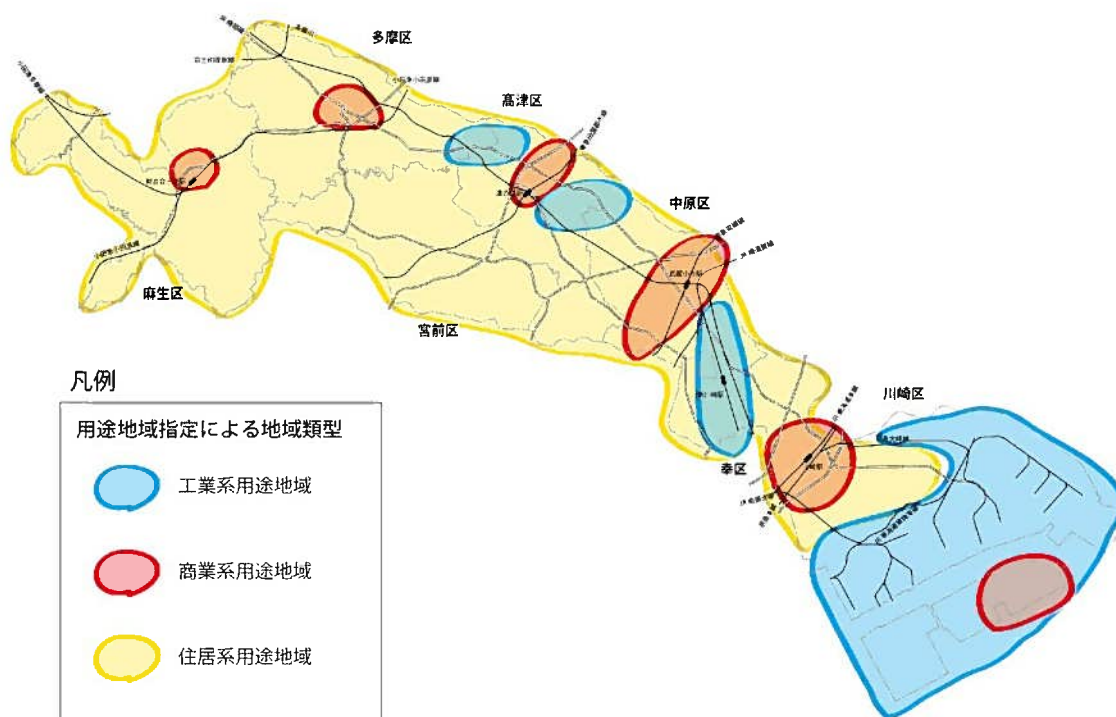
## 参考資料

### ○市街地環境等から見た地域特性

#### 1) 土地利用種別

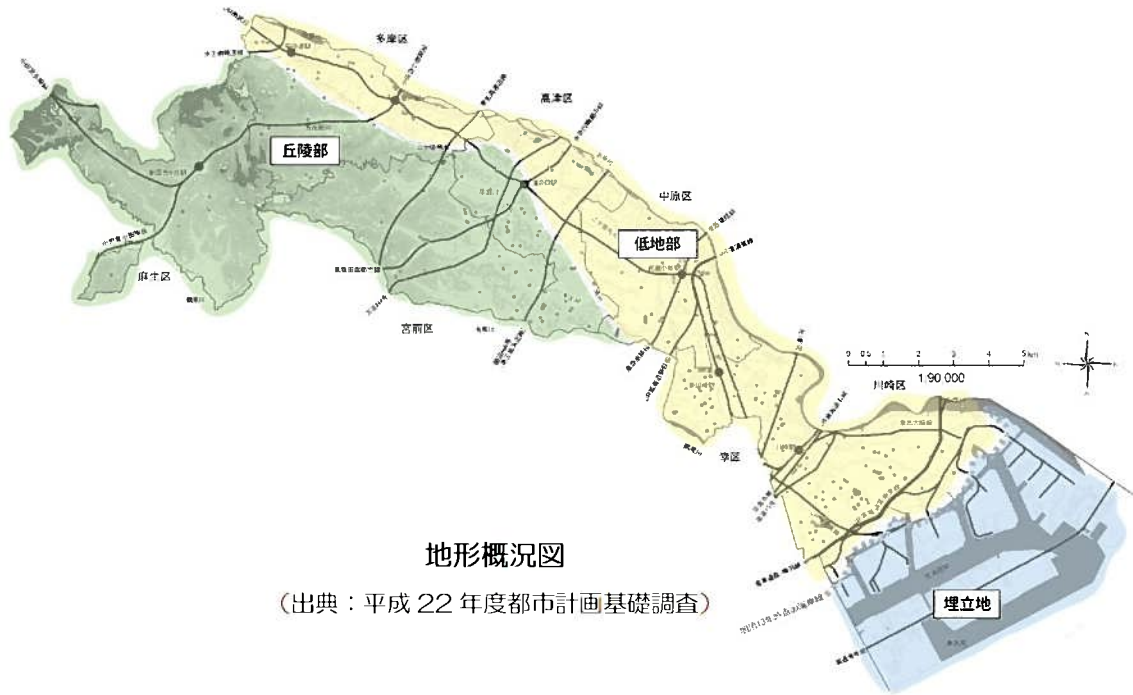
川崎市の土地利用は、①住居系用途地域、②商業系用途地域、③工業系用途地域の3種類に大別されます。

商業系用途地域は臨海部及び川崎駅、武蔵小杉駅、溝の口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅周辺に分布し、工業系用途地域は、臨海部及び武蔵小杉駅、溝の口駅周辺に分布しています。



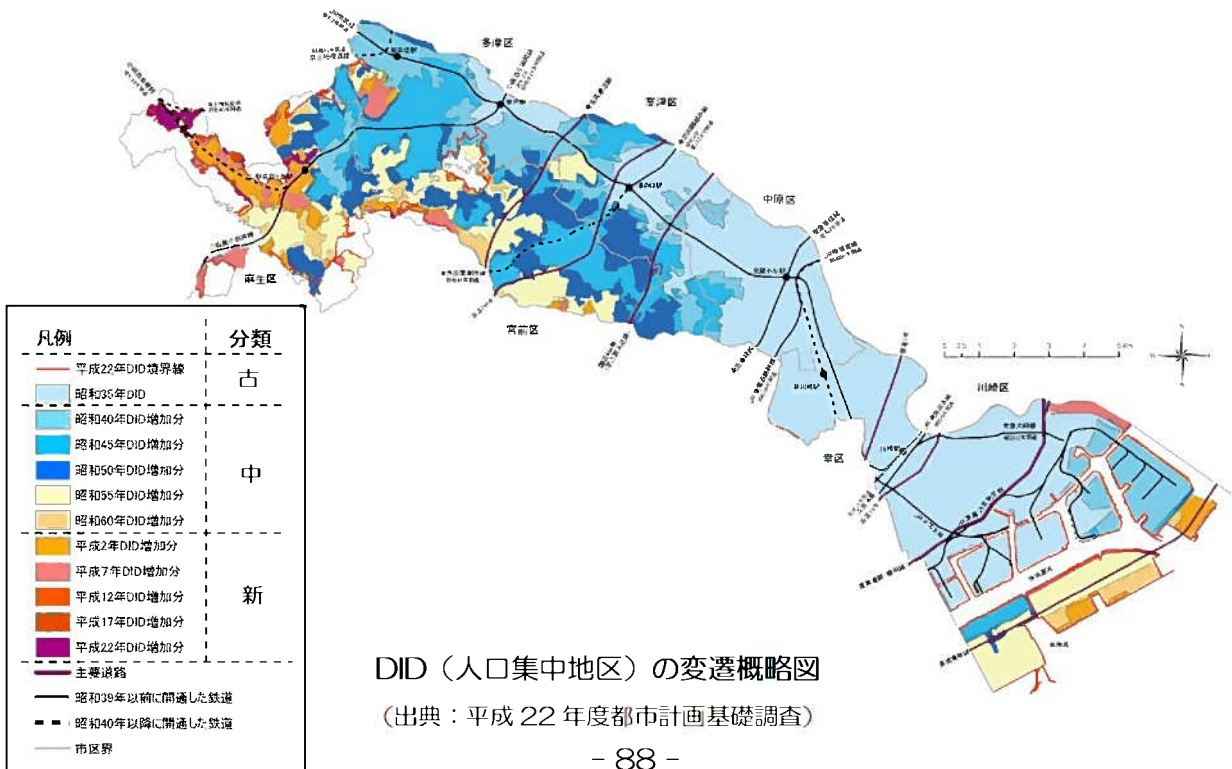
## 2) 地形

川崎市の地形条件は、①埋立地、②多摩川沿いの低地部、③丘陵部の3種類に大別されます。



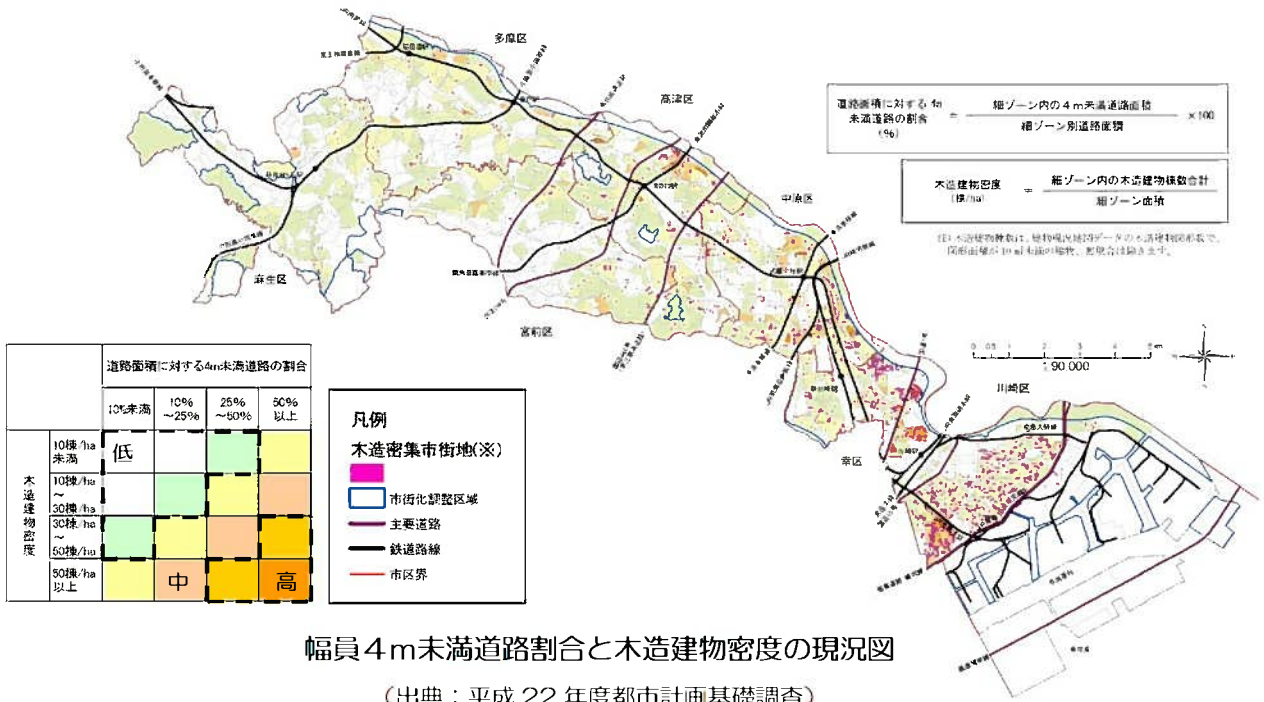
## 3) 市街地形成の変遷

川崎市の市街地形成は市南部から始まり、順次北部の丘陵部、南部の埋立地へと拡大しています。市最北の麻生区は市街地形成時期が最も新しく、平成年代に人口が増加した地区を多く含んでいます。



#### 4) 幅員4m未満道路と木造密集市街地

狭あい道路や木造住宅が多く、大規模な火災の延焼等の危険性がある木造密集市街地は川崎区・幸区・中原区南部に集中しており、その他にも溝の口駅東部等で局地的に見られます。

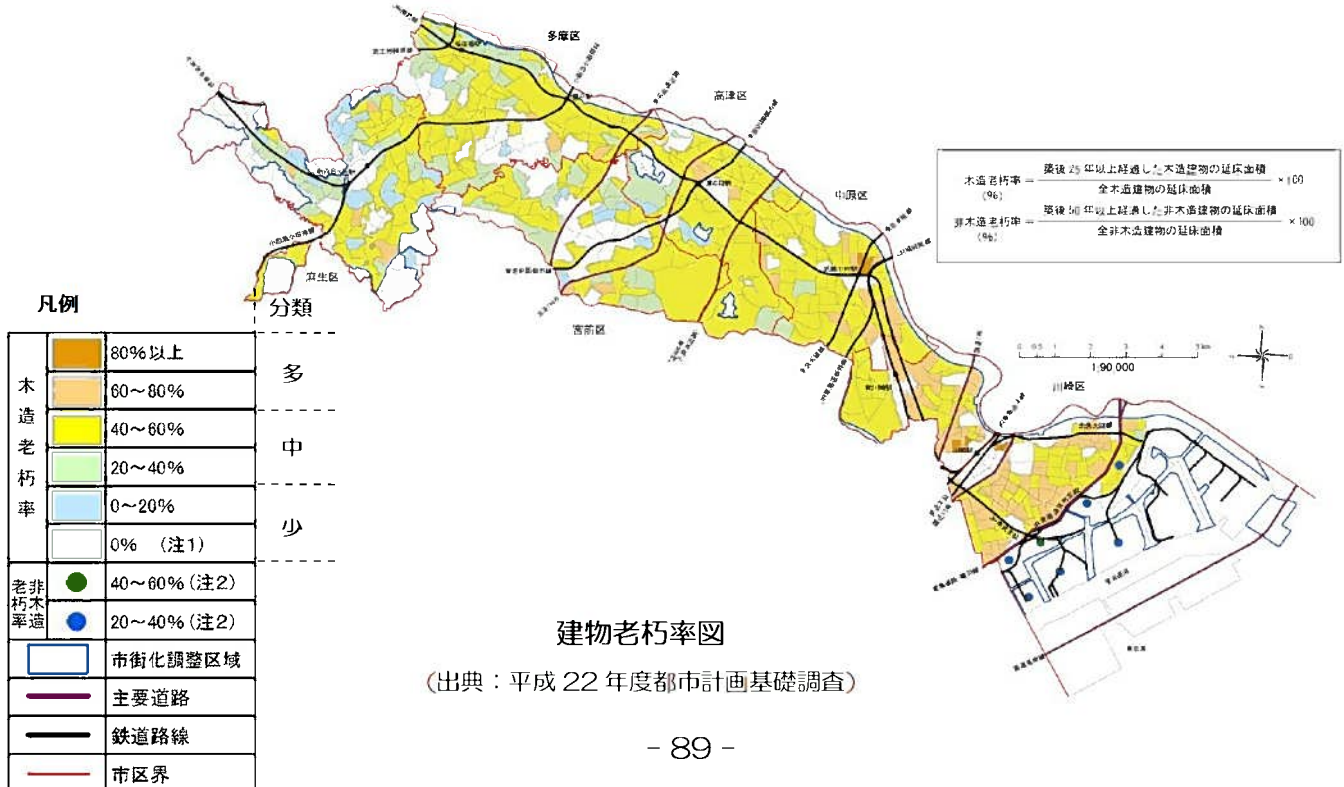


幅員4m未満道路割合と木造建物密度の現況図

(出典：平成22年度都市計画基礎調査)

#### 5) 建物老朽率

市街地の形成時期の古い川崎区・幸区では木造老朽率が高い値を示しており、市街地形成が新しい麻生区では低い値を示しています。また、川崎駅や武蔵小杉駅周辺において局地的に木造老朽率の高い地区があり、開発が進む一方で老朽化した建物が残存しています。

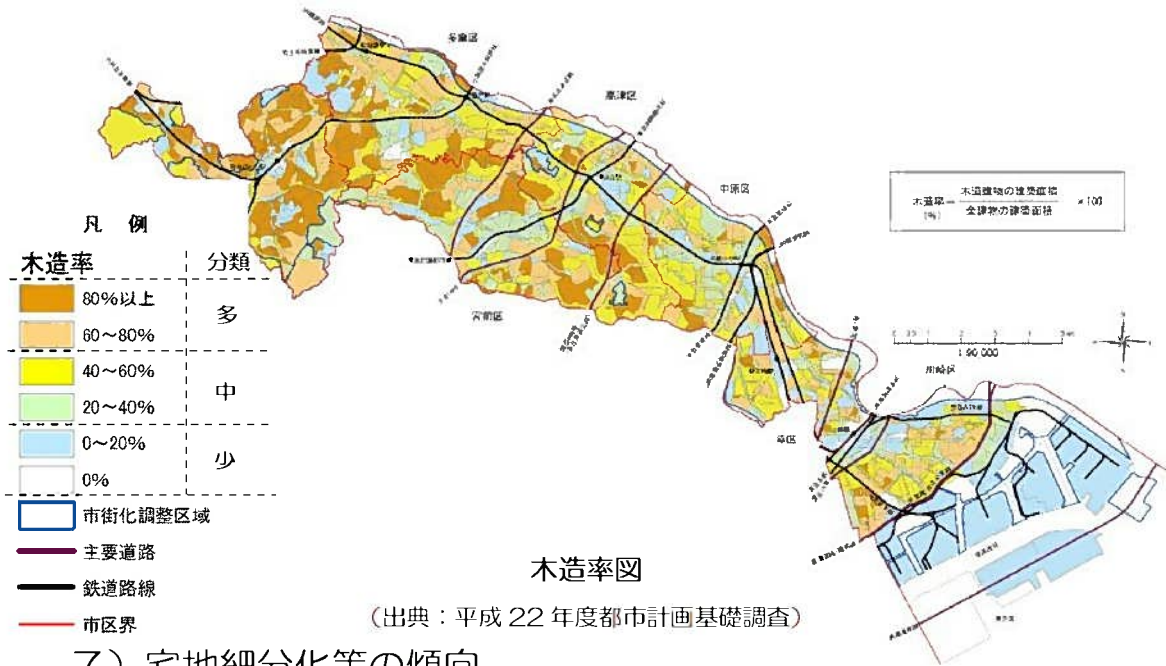


建物老朽率図

(出典：平成22年度都市計画基礎調査)

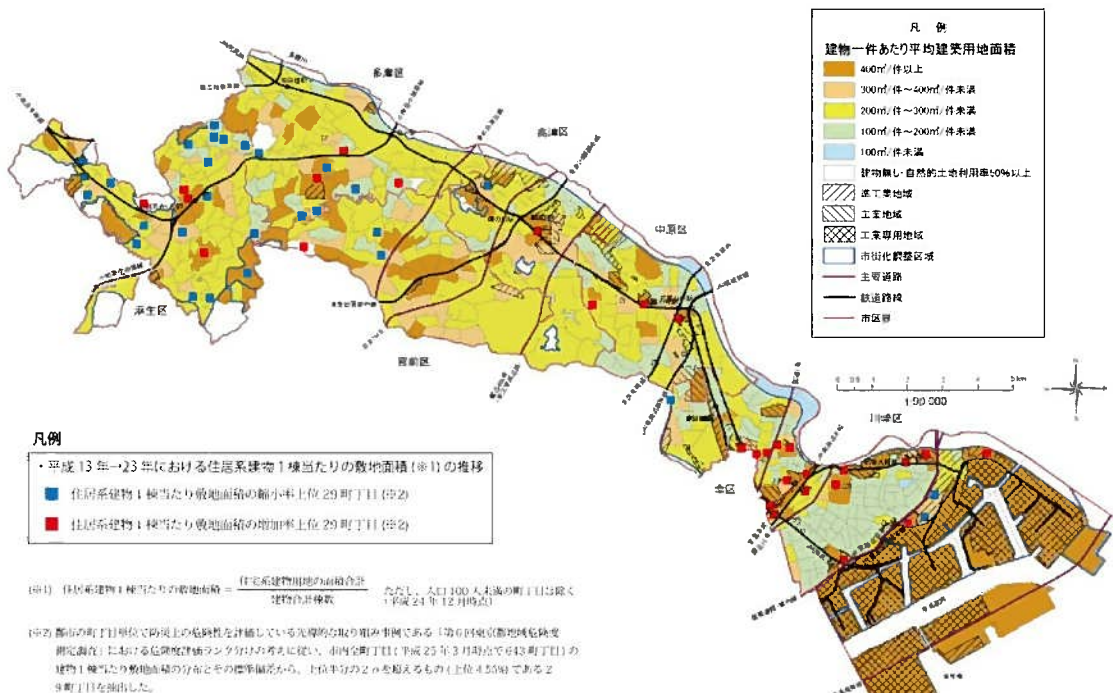
## 6) 木造率

木造率が高い地域が麻生区・多摩区・宮前区・高津区の丘陵部に見られます。



## 7) 宅地細分化等の傾向

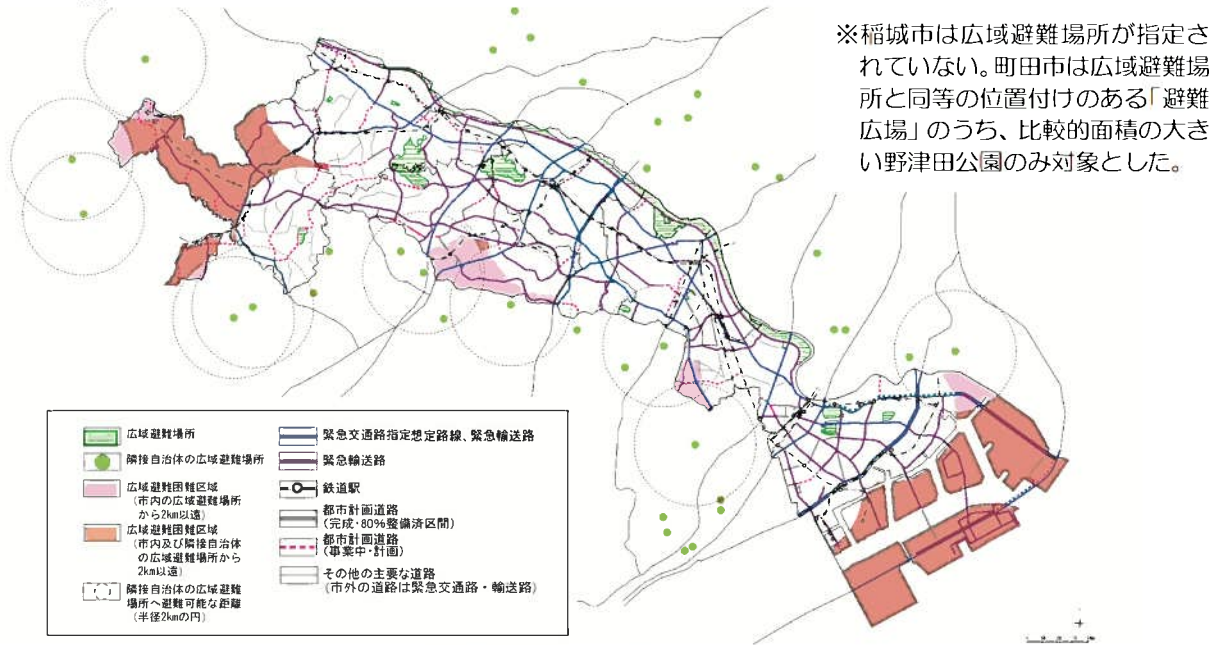
宅地の細分化傾向が見られる地区が、麻生区・多摩区・宮前区の丘陵部の住宅地に多く分布しています。一方で、川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅等の市の広域拠点の周辺部や、川崎区東部の国道沿い等の地区では宅地の集約化傾向が見られます。





## 8) 広域避難困難区域

市内の広域避難場所から歩行距離2km以遠の区域を広域避難困難区域とすると、広域避難困難度が高い区域が、川崎区の臨海部・幸区・宮前区の一部・麻生区の西側に見られます。市外の広域避難場所※を含めた場合でも、臨海部と麻生区、宮前区の一部に避難困難度が高い区域があります。

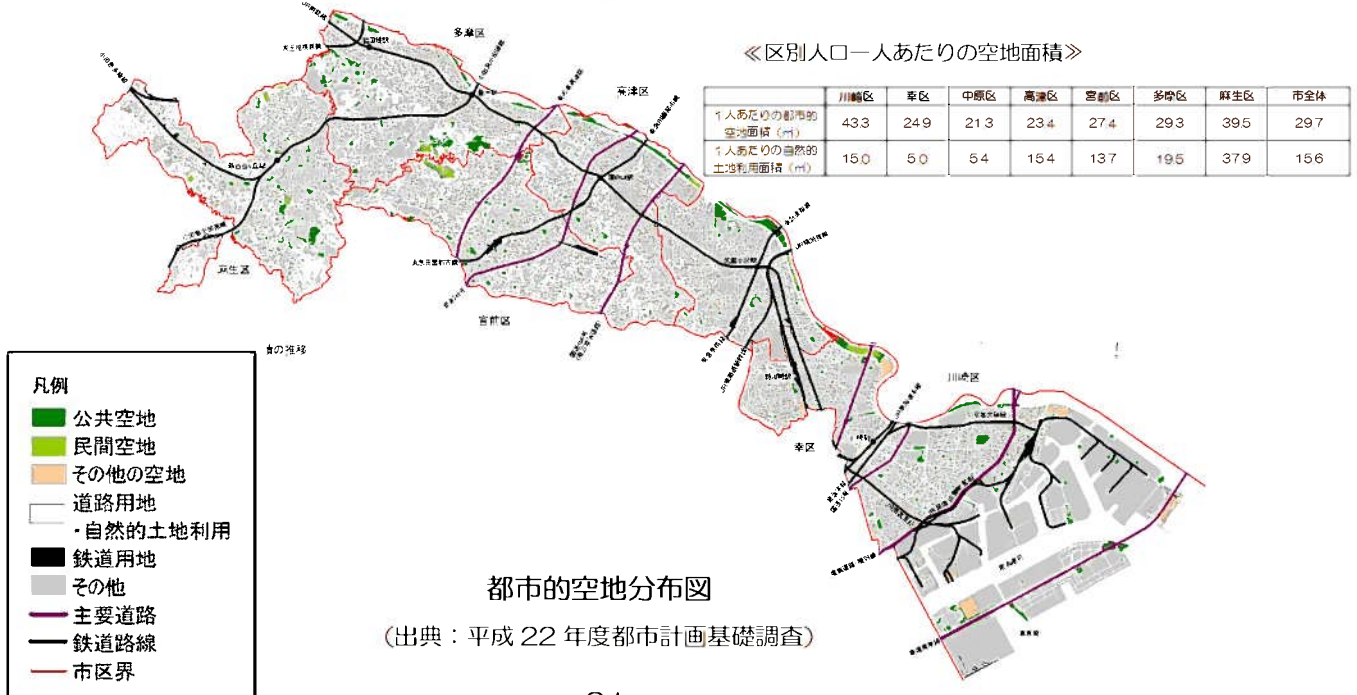


広域避難困難区域図

※広域避難困難区域：広域避難場所（※市内）から歩行距離2km以遠の区域

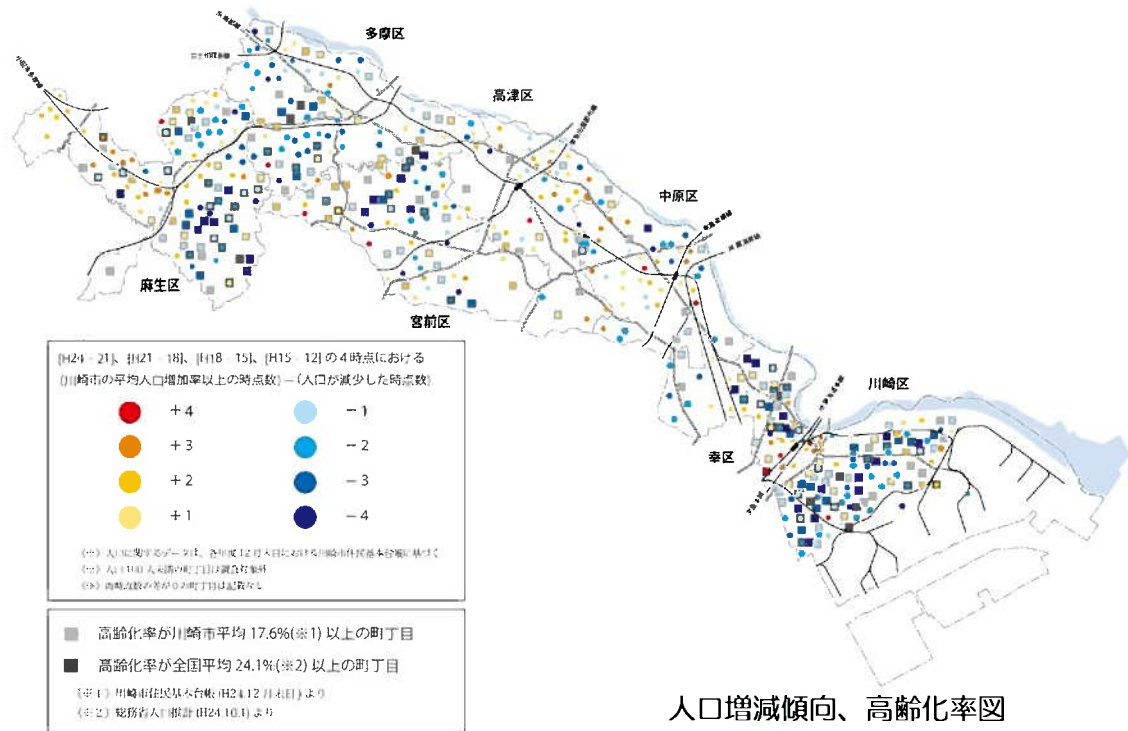
## 9) 都市的空地 10) 自然的土地利用

一人あたりの都市的空地（公共空地・民間空地、道路用地、鉄道用地等）面積は、麻生区で特に多くなっています。自然的土地利用（農地や山林、河川、海浜、河川敷等）面積は、麻生区で特に多く、幸区、中原区で特に低い値を示しています。



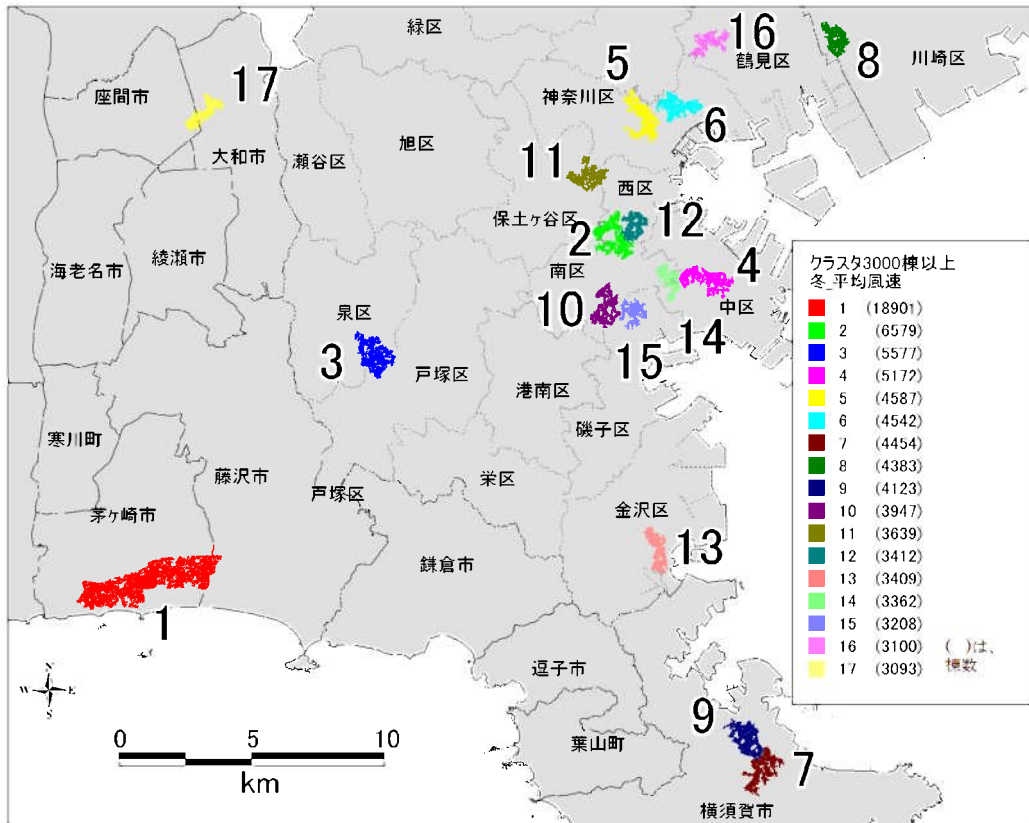
## 11) 人口増減 12) 高齢化率傾向

人口減少・高齢化の傾向が顕著に表れているのは川崎区・幸区の低地部、麻生区・多摩区・宮前区の丘陵部です。多摩区の低地部、宮前区・高津区の丘陵部では、人口は維持傾向、高齢化率の高い地区は少ないことが分かります。人口の増加傾向が見られる地区は、武蔵小杉駅周辺部～溝の口駅周辺の中原区、高津区東部、麻生区北部です。



## (参考) 神奈川県被害想定調査における火災クラスター

神奈川県の被害調査では、火災延焼による建物被害について建物クラスター（火災の延焼が連担する建物群）の分布をみると、3,000 棟以上のクラスターが川崎区の一部に見られます。

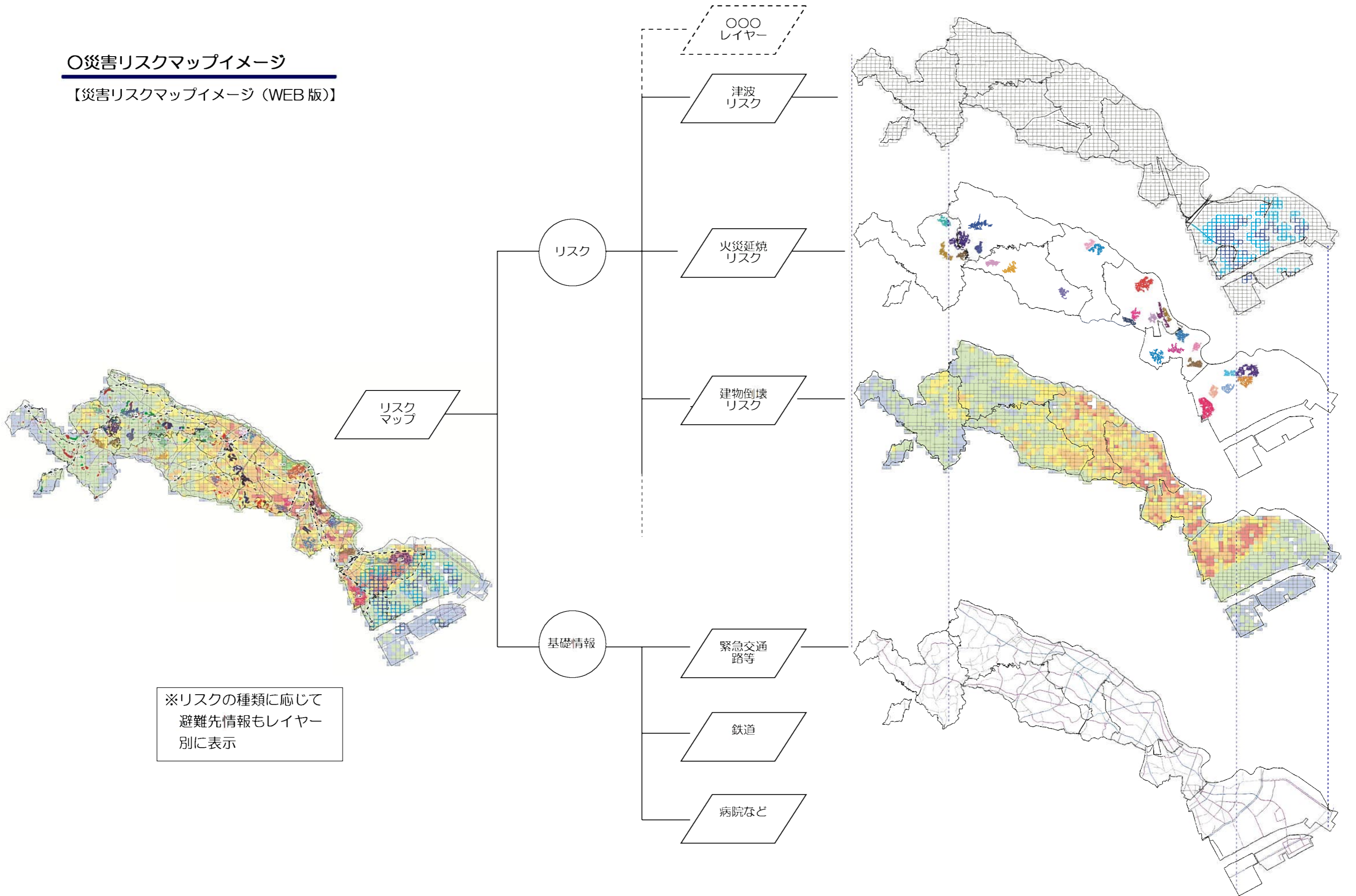


冬の気象条件による建物クラスター分布  
(構成建物 3,000 棟以上)

(出典：平成 20 年度神奈川県地震被害想定調査)

# ○災害リスクマップイメージ

【災害リスクマップイメージ (WEB版)】

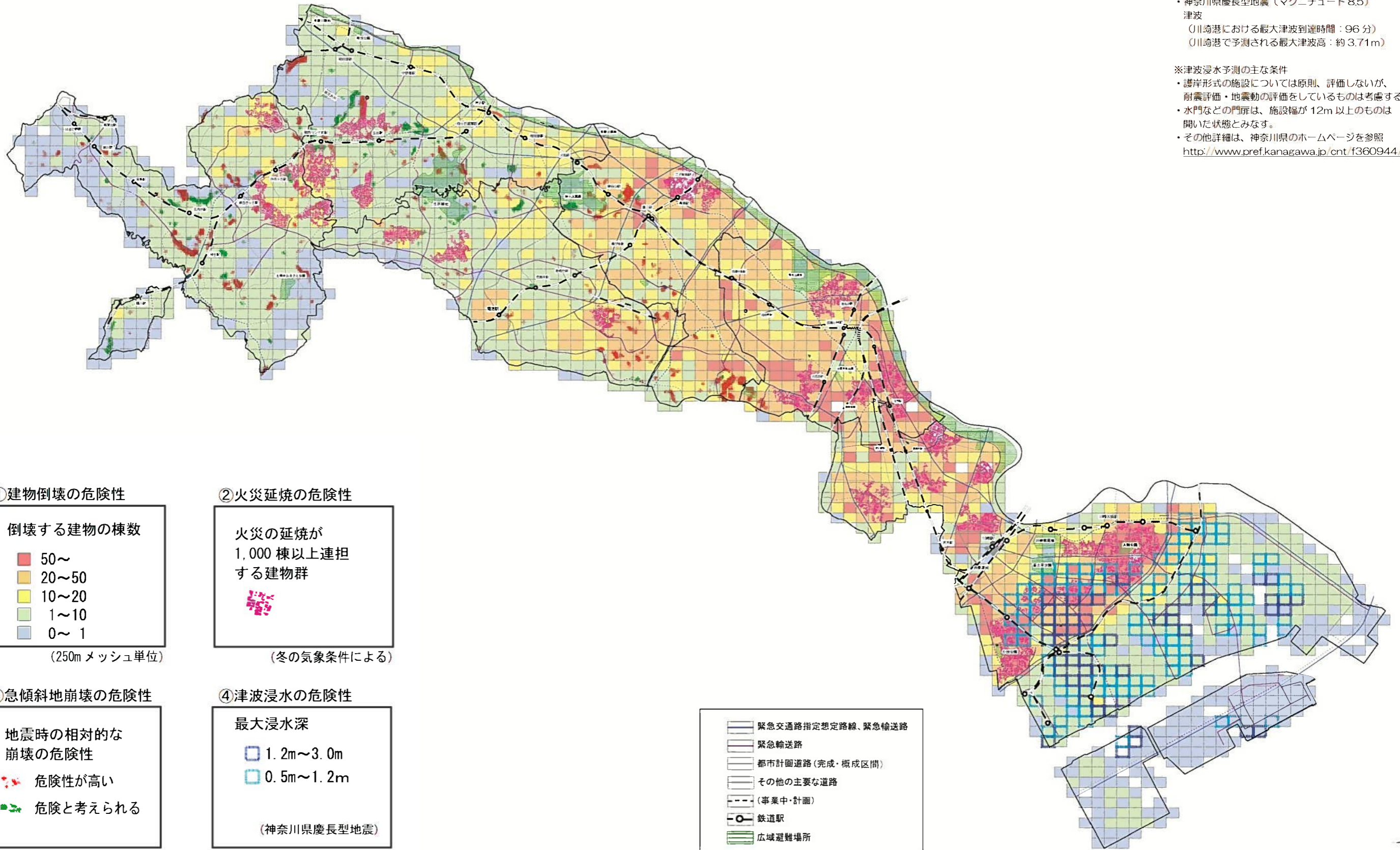


【災害リスクマップイメージ（全市版）】

被害の想定条件  
 ・季節：冬  
 ・日：平日  
 ・発生時刻：18時  
 ・風向、風速：北、5.8m/s

想定地震  
 ・川崎市直下の地震（マグニチュード7.3）  
 建物倒壊、火災延焼、急傾斜地崩壊  
 ・神奈川県慶長型地震（マグニチュード8.5）  
 津波  
 （川崎港における最大津波到達時間：96分）  
 （川崎港で予測される最大津波高：約3.71m）

※津波浸水予測の主な条件  
 ・護岸形式の施設については原則、評価しないが、耐震評価・地震動の評価をしているものは考慮する。  
 ・水門などの門扉は、施設幅が12m以上のものは開いた状態とみなす。  
 ・その他詳細は、神奈川県ホームページを参照  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360944/>



① 建物倒壊の危険性

倒壊する建物の棟数

- 50～
- 20～50
- 10～20
- 1～10
- 0～1

(250mメッシュ単位)

② 火災延焼の危険性

火災の延焼が  
1,000棟以上連担  
する建物群

(冬の気象条件による)

③ 急傾斜地崩壊の危険性

地震時の相対的な  
崩壊の危険性

- 危険性が高い
- 危険と考えられる

④ 津波浸水の危険性

最大浸水深

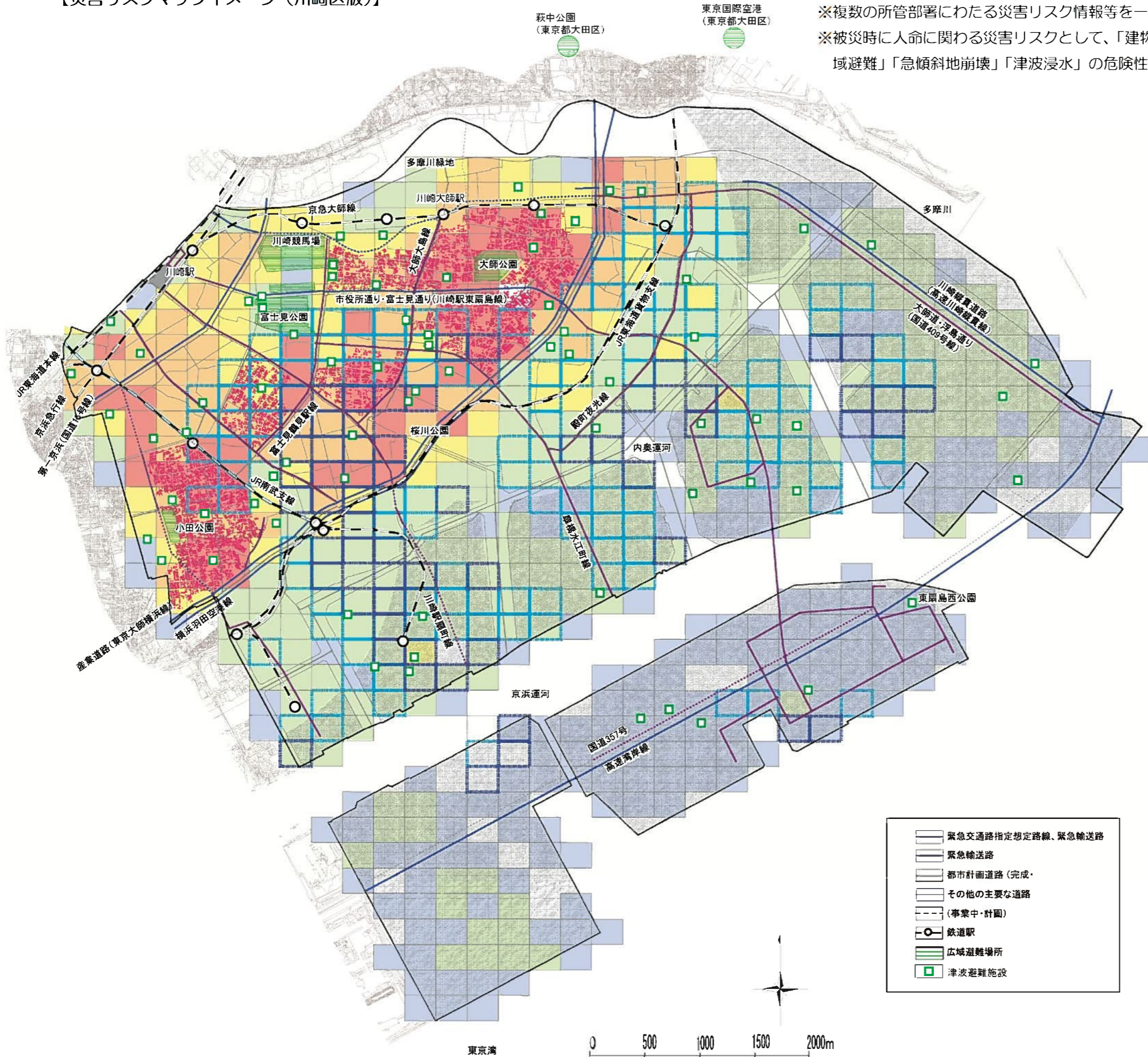
- 1.2m～3.0m
- 0.5m～1.2m

(神奈川県慶長型地震)

- 緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路
- 緊急輸送路
- 都市計画道路(完成・概成区間)
- その他の主要な道路
- - - (事業中・計画)
- 鉄道駅
- 広域避難場所

【災害リスクマップイメージ（川崎区版）】

※複数の所管部署にわたる災害リスク情報等を一元化して地図に表示  
 ※被災時に人命に関わる災害リスクとして、「建物倒壊」「火災延焼」「広域避難」「急傾斜地崩壊」「津波浸水」の危険性を示している。



①建物倒壊の危険性

倒壊する建物の棟数

- 50～
- 20～50
- 10～20
- 1～10
- 0～1

(250mメッシュ単位)

②火災延焼の危険性

火災の延焼が  
1,000棟以上連担  
する建物群

(冬の気象条件による)

③広域避難の困難性

広域避難場所から  
2km以遠の区域  
(1時間程度で到達  
できる歩行距離)

(※市内のみ)

④津波浸水の危険性

最大浸水深

- 1.2m～3.0m
- 0.5m～1.2m

(神奈川県慶長型地震)

- 緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路
- 緊急輸送路
- 都市計画道路(完成)
- その他の主要な道路
- (事業中・計画)
- 鉄道駅
- 広域避難場所
- 津波避難施設

被害の想定条件

- ・季節：冬
- ・日：平日
- ・発生時刻：18時
- ・風向、風速：北、5.8m/s

想定地震

- ・川崎市直下の地震（マグニチュード7.3）  
建物倒壊、火災延焼、急傾斜地崩壊
- ・神奈川県慶長型地震（マグニチュード8.5）  
津波  
(川崎港における最大津波到達時間：96分)  
(川崎港で予測される最大津波高：約3.71m)

※津波浸水予測の主な条件

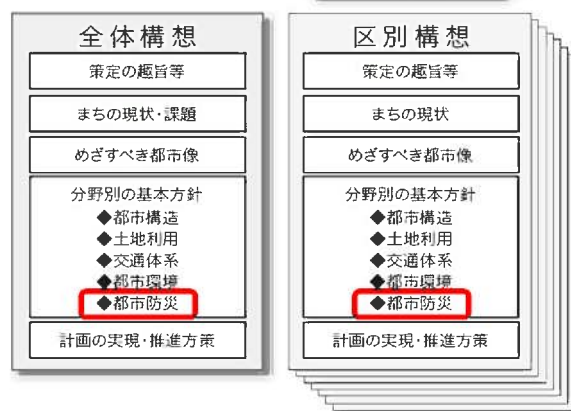
- ・護岸形式の施設については原則、評価しないが、耐震評価・地震動の評価をしているものは考慮する。
- ・水門などの門扉は、施設幅が12m以上のものは開いた状態とみなす。
- ・その他詳細は、神奈川県ホームページを参照  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360944/>

## ○上位計画（抜粋）

### 1) 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針とするものである。本計画は、「全体構想」「区別構想」「まちづくり推進地域別構想」の3層構成となっている。

#### ■構成：



#### ■めざすべき将来像：

##### 基本目標

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる  
持続可能な市民都市かわさき」をめざして

- 協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる
- 川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する
- 自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

##### 基本目標を達成する 基本政策

- ◎安全で快適に暮らすまちづくり
- ◎環境を守り自然と調和したまちづくり
- ◎活力にあふれ躍動するまちづくり
- ◎個性と魅力が輝くまちづくり
- ◎参加と協働による市民自治のまちづくり

#### ■都市防災基本方針

1. 災害に強い都市構造の形成をめざします
  - (1) 震災に配慮した土地利用の推進
    - ①防火地域の拡充
    - ②オープンスペースの確保
    - ③緑化の推進
    - ④臨海部の安全性向上
  - (2) 震災に強い市街地の形成
    - ①拠点地域等の整備
    - ②既存市街地の災害予防対策
    - ③建築物の耐震・不燃化の促進
  - (3) 風水害に強い都市環境づくり
    - ①河川の整備
    - ②市街地の浸水対策
    - ③港湾施設の整備
    - ④がけ崩れ等の土砂災害の防止
  - (4) 都市施設の防災性の向上
2. 安全に避難できるまちをめざします
  - (1) 地域防災拠点の整備
  - (2) 消防署の整備
  - (3) 避難対策の確立
  - (4) 避難路の安全性の確保
    - ①避難路のネットワーク
    - ②ブロック塀等の転倒防止
    - ③落下物防止対策
3. 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

都市マスタープラン区別構想は、全体構想に即するとともに、市民参加による「区民提案」を尊重し、各区の地域特性を踏まえた方針として定められている。

本構想では、区ごとのまちの現状、長期的な視点における分野別の基本方針が取りまとめられており、防災都市計画の予防対策を検討するにあたり十分整合を図る必要がある。

■(抜粋)川崎区構想 都市防災方針図:



一方針	基本凡例
<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で災害に強い川崎駅周辺地区の整備</li> <li>臨海都市の拠点</li> <li>河川防災ステーション(計画)</li> <li>緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路</li> <li>緊急輸送路</li> <li>密集住宅市街地の改善</li> <li>臨海部の安全性の向上</li> <li>耐震改修を推進する地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹的広域防災拠点</li> <li>地域防災拠点・震災時の避難所(市立中学校)</li> <li>震災時の避難所(市立小学校・高校)</li> <li>南部防災センター・震災時の避難所</li> <li>消防署</li> <li>市役所・区役所・支所</li> <li>耐震パース</li> <li>鉄道駅</li> <li>自動車専用道路(事業中・計画)</li> <li>都市計画道路(完成・80%整備済区間)</li> <li>都市計画道路(事業中・計画)</li> <li>臨港道路(計画)</li> <li>主な河川</li> <li>防火区画を形成する道路</li> <li>防火地域</li> <li>広域避難場所</li> <li>主な公園・緑地等</li> </ul>

(※)平成18年3月現在



## 2) 川崎市地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する計画である。川崎市においては、「震災対策編」「風水害対策編」「都市災害対策編」が策定されている。

### ■構成：

編纂	内容
震災対策編	総則 予防計画 初動対策計画 応急対策計画 復旧計画・復興体制 東海地震に係る事前対策計画 公共事業施設防災計画
風水害対策編	総則 予防計画 初動対策計画 応急対策計画 復旧計画 公共事業施設防災計画
都市災害対策編	総則 予防計画 応急対策計画 復旧計画 個別災害防災計画

## ■川崎市地域防災計画 震災対策編 予防計画

1. 都市全体を災害に強い体質にするため、市、市民、事業者等各々の防災に対する責務の明確化や、防災意識の高揚を図るとともに、全市をあげて安全性を第一義とした都市づくりを進める。
2. 災害に強い都市構造の形成を図るため、都市施設の強化、建築物の耐震・不燃化、市街地の再開発による避難空地・避難道路の確保、公共建築物の強化など総合的な対策を進める。また、災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を進める。
3. 危険物施設の改善指導体制を強化し、二次的災害の発生防止に努める。
4. 災害予防行政の強化と、迅速な消火活動ができる消防体制の確立を図る。
5. 崖崩れによる被害をなくすため、急傾斜地崩壊防止対策事業の促進を国・県へ要請するとともに、防護工事や危険地域への建築物の立地規制等を積極的に進める。

(川崎市地域防災計画 震災対策編 P35)

## ■川崎市地域防災計画 震災対策編復旧計画・復興体制

地震対策編（復旧計画・復興体制）においては、被災後の緊急措置、公共施設の災害普及、復興体制について取りまとめられている。復興に関する記述は以下の通りである。

### 第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

### 第3節 復興方針

復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について、生活者の視点に立った多様な主体の意見を踏まえて市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

### 第4節 復興計画

「復興基本方針」の策定後、6か月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

(川崎市地域防災計画 震災対策編 P241)

---

## ○計画の策定経緯

---

### ・策定までの流れ

2012（平成24）年

8月 ・川崎市都市計画審議会の下部組織として、防災都市計画のあり方検討小委員会（以下「小委員会」とする）を設置

10月 ・第1回小委員会を開催

2013（平成25）年

2月 ・第2回小委員会を開催

12月 ・第3回小委員会を開催

2014（平成26）年

2月 ・第60回川崎市都市計画審議会へ中間報告

3月 ・第4回小委員会を開催

## ・ 検討体制

### 川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会

#### 川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会運営要領

平成24年8月21日  
都市計画審議会決定

#### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成12年規則第60号）第3条及び川崎市都市計画審議会運営要領（平成12年7月18日都市計画審議会決定）第10条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 小委員会は、災害に強い市街地の形成を目指した都市計画分野の予防的な対策や、大規模災害発生後の迅速な市街地復興方策を総合的に取りまとめた「防災都市計画」を策定するために、学識経験者の立場から専門的な助言を行うことを目的とする。

#### (会議)

第3条 小委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その7日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

3 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期とする。

#### (議事録)

第5条 委員長は、小委員会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1人がこれに署名するものとする。

#### (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成24年8月21日から施行する。

---

・小委員会名簿（４名）（平成２６年３月時点）

※敬称略

氏 名	所 属
◎ 岸井 隆幸	日本大学 理工学部教授
○ 村尾 修	東北大学 災害科学国際研究所教授
中村 仁	芝浦工業大学 環境システム学科教授
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所准教授

◎…委員長 ○…副委員長

## ○用語解説

用 語	解 説
あ行	
いっとき 一時避難場所	近くの公園・空地など、安全を確保するために一時的に避難する場所。
延焼遮断帯	大地震時において火災の延焼拡大を阻止する機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間のこと。
オープンスペース	街の中の公園、河川空間、広場、その他公共空地、民有地を問わず、人々に解放されたゆとりの空間のこと。
か行	
火災延焼クラスター	その中の一部分から出火した場合に消火を行わないと全体が延焼する範囲の建物群のこと。延焼運命共同体ともいう。(神奈川県ホームページ、東京大学生産技術研究所 加藤孝明研究室ホームページより)
基幹的広域防災拠点	首都圏における広域的・甚大な災害に対して円滑かつ効率的な応急復旧活動の拠点として活用されるもので、川崎臨海部の東扇島地区は災害時の物流のコントロール機能を担い、また自衛隊等広域支援部隊のベースキャンプにもなる。平常時には、市内で唯一の人口海浜を持つ親水公園として利用される。
帰宅困難者	勤務先や外出先等において地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者を指す。特に首都直下地震等の発生による鉄道等の運休に伴い、大量の帰宅困難者が出現することが懸念されている。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るため、崩壊防止工事等が進められる区域のこと。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、神奈川県知事が指定する。
狭あい道路	幅員が4m未満の狭い道路。
緊急交通路、緊急輸送路	震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救護物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するために確保された道路のこと。緊急交通路は、県公安委員会が、災害応急対策の円滑な実施のために交通規制を行う道路で、緊急輸送路は、市が被災者の避難や物資を輸送するために指定する道路のこと。
建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の

	合意によって、建築物についての基準（位置、構造、用途、形態、意匠等）を定める制度。
広域避難場所	大きな公園・緑地など、火災など広域で大きな被害が予想されるときに避難する場所のこと。本市では、地域防災計画で多摩川河川敷等を指定している。

## さ行

災害時要援護者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。
浸水実績図	過去 10 年間の降雨による浸水実績を市民に明らかにすることにより、市民の浸水に対する危険性について認識を深め、あるいは住宅等に係る被害の軽減を図ることを目的とし、浸水被害に関する情報を視覚的に表示したもの
浸水想定区域図（多摩川、鶴見川）	平成 13 年に改正された水防法第 10 条の 4 に基づき、洪水予報河川及び避難判断水位（特別警戒水位）への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川整備の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、想定される水深と併せて公表。
地震防災戦略	川崎市は、地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進するための計画（実行計画）
重点密集市街地	密集市街地のうち、延焼危険性が高く地震時等において大規模な火災の可能性がある、そのままでは最低限の安全性（不燃領域率 40%以上）を確保することが見込めない地区のこと。

## た行

耐震改修促進計画	耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づく計画であり、大規模地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命財産の保護を目的として、現行の耐震設計基準を満足していない既存不適格建築物について、耐震性の向上を図るための基本的な施策を定めるもの。
地域防災計画	災害対策基本法第 40 条に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地区計画	都市計画法に基づく制度の一つ。都市単位の広い地域を対象とする「都市計画法」と個々の建物を対象とする建築基準法による規制の間を埋め、地区の特性に合ったきめ細やかなまちづくりを行う制度のこと。
直接経済被害	地震被害想定調査において、地震による構造物の被害や人的被害のうち、川崎市内の建物、ライフライ

	ン、交通施設等の構造物の被害を金額換算した額として算出したもの。
津波避難計画	津波被害から市民等の生命及び身体の安全を守ることを目的に、本市における避難の考え方について定めたもの。(平成 25 年 4 月策定)
D I D	人口集中地区のこと。国勢調査において設定される人口密度が 1 ヘクタールあたり 40 人以上、人口 5000 人以上の地域で実質的な都市的地域を表す。
特定建築物	川崎市耐震改修促進計画では、旧耐震基準の建築物である、「学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する建築物」、「危険物を貯蔵・処理する建築物」、「地震により倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」、「県が指定する公益上必要な防災拠点」を特定建築物と定義している。
都市計画基礎調査	都市計画法第 6 条に基づく都市計画に関する基礎調査として、都道府県が主体となり市町村が協力し、土地利用や建物の現況、都市施設、市街地整備の状況等について概ね 5 年ごとに調査するもので、直近の調査は平成 22 年度を基準に実施している。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都市計画域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に基づく、「市の都市計画に関する基本的な方針」として、議会の議決を経て定められた「基本構想」と県が定める都市計画の「整備、開発及び保全の方針」に即して定める政策領域別計画。本市では、全体構想、区別構想及びまちづくり推進地域別構想の 3 層構成としており、平成 19 年 3 月に全体構想と 7 区の区別構想を策定し、平成 21 年 2 月に小杉駅周辺まちづくり推進地域構想を策定した。
都市再生安全確保計画	都市再生特別措置法第 19 条の 13 に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な項目を定めるもの。
道路整備プログラム	客観的な指標などを用いた整備効果の高い箇所を選定することで、整備箇所の重点化を図るとともに、計画や目標を市民と共有し、円滑で効率的・効果的な道路整備を推進するため本市が策定した計画。現在の道路整備プログラムは、平成 20 年に策定し、平成 20 年度から 26 年度までの計画を示している。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには、避難場所などの情



	報が地図上に図示されている。ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つの過程を示し、この4つの過程を循環させていくことで改善を図っていく仕組みのこと。
復旧	被災前と同じ機能に戻すこと、被害の拡大を防ぐための緊急措置なども含む。
復興	被災前の状況と比較して、安全性や生活環境の向上、産業の高度化や地域振興が図られるなどの質的な向上を目指すこと。本市の地域防災計画においては、「復興」について大きく「都市復興」、「生活復興」「産業復興」の3分野に分類している。
防災街区再開発地区	防災上特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として定められるもの。延焼等危険建築物の除却勧告や都市再生機構の活用等が可能となるほか、建替計画の認定による共同建替補助等の補助事業が拡充される。
防災街区整備方針	密集市街地における防災街区の整備に関する法律第3条第1項に基づく方針であり、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定するもの。

## ら行

ライフライン	電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須設備のこと。
リダンダンシー	自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を交通手段や経路等を複数確保して、予備の手段が用意されている
臨海部	川崎区の産業道路より海側の地域で、長年にわたり国際経済を牽引してきた日本を代表する工業地帯。高度なものづくり技術とともに公害を克服してきた過程における世界有数の環境技術をもつ世界的企業が多数立地している。ライフサイエンス・環境分野など高度先端技術を有する研究開発機能の立地を促し、京浜臨海部の持続的な発展と日本の経済成長を牽引する国際競争拠点を目指している。

---

川崎市防災都市づくり基本計画

発行日：平成〇〇年〇月

問合せ先：川崎市まちづくり局都市計画課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話番号：044-200-2720（直通）

---